



# 愛媛県報

発行 愛媛県

令和元年10月18日金曜日 第48号

## ◇ 目 次 ◇ 規 則

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則..... (畜産課) ... 614

## 告 示

卸売業務の廃止の届出..... (ブランド戦略課) ... 620

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知..... (森林整備課) ... 620

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知に係る揭示(2件)..... ( " ) ... 620

同意の成立(漁獲共済)..... (漁政課) ... 621

急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (砂防課) ... 621

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の一部改正..... (会計課) ... 621

道路の区域変更(県道西条久万線)..... (東予地方局管理課) ... 623

道路の供用開始(県道西条久万線)..... ( " ) ... 623

道路の区域変更(県道国領高木線)..... ( " ) ... 623

道路の供用開始(県道今治丹原線)..... (東予地方局今治土木事務所) ... 623

建設業者の許可の取消し..... (南予地方局管理課) ... 624

## 公 告

准看護師試験の施行..... (医療対策課) ... 624

ふく取扱者試験の施行..... (薬務衛生課) ... 624

令和2年度から令和4年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する者に必要な資格並びにその審査の申請の時期及び方法等..... (会計課) ... 625

## 監 査 公 表

定期監査結果の公表..... (監査事務局) ... 627

## 教育委員会規則

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則..... (高校教育課) ... 634

## 教育委員会告示

令和2年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項..... (高校教育課) ... 637

令和2年度愛媛県県立中等教育学校入学者選考実施要項..... ( " ) ... 642

令和2年度愛媛県県立特別支援学校高等部入学者選考実施要項..... (特別支援教育課) ... 644

## 人事委員会規則

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則..... (人事委員会事務局) ... 646

## 公安委員会規則

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則..... (警察本部警務課) ... 647

## 選挙管理委員会告示

参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨..... (選挙管理委員会) ... 648

## 公営企業公告

公営企業管理局LAN端末等の借入れ..... (公営企業管理局総務課) ... 651

肱川発電所主要変圧器等処理業務委託..... ( " ) ... 652

この県報に掲載される入札告示、落札者等の告示及び入札公告は、WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受けるものである。

規 則

○愛媛県規則第22号

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

家畜改良増殖法施行細則の一部を改正する規則

第1条 家畜改良増殖法施行細則（昭和27年愛媛県規則第3号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>（略称）</p> <p><b>第1条</b> この規則で「法」とは家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）を、「政令」とは家畜改良増殖法施行令（昭和25年政令第269号）を、「省令」とは家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）をいう。</p> <p>（許可証の交付等）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、法第24条の規定による許可を与えたときは、<u>別記第1号様式の家畜人工授精所開設許可証（以下「許可証」という。）</u>を申請者に交付する。</p> <p>2 <u>許可証の交付を受けた者は、当該許可証の記載事項に変更を生じたときは、別記第2号様式の家畜人工授精所開設許可証書換え交付申請書に許可証を添えて、知事に許可証の書換え交付を申請することができる。この場合において、その申請が獣医師又は家畜人工授精師の変更であるときは、獣医師又は家畜人工授精師の免許証の写しを添付しなければならない。</u></p> <p>3 <u>許可証の交付を受けた者は、当該許可証を亡失し、滅失し、汚損し、又は破損したときは、別記第3号様式の家畜人工授精所開設許可証再交付申請書を提出して、知事に許可証の再交付を申請することができる。この場合において、その申請が許可証の汚損又は破損に係るものであるときは、許可証を添付しなければならない。</u></p> <p>（種付け報告等）</p> <p><b>第4条</b> 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しくは家畜人工授精師は、毎年1月31日までに、前年中において人工授精又は種付けした頭数及び産仔数を、<u>別記第4号様式の人工授精（種付け）成績報告書</u>により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（変更の届出）</p> <p><b>第5条</b> 家畜人工授精所の開設者は、省令第32条の申請書及びその添付書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに<u>別記第5号様式の家畜人工授精所変更届出書</u>を知事に提出しなければならない。ただし、第3条第2項の規定により、許可証の書換え交付の申請を行つた事項については、この限りでない。</p> <p>（廃止等の届出）</p> <p><b>第6条</b> <u>家畜人工授精所の開設者は、当該家畜人工授精所を廃止し、若しくは休止し、又は休止した家畜人工授精所を再開したときは、速やかに別記第6号様式の家畜人工授精所廃止（休止・再開）届出書</u>を知事に提出しなければならない。この場合において、その届出が家畜人工授精所の廃止に係るものであるときは、許可証を添付しなければならない。</p>	<p>（略称）</p> <p><b>第1条</b> この規則で「法」とは家畜改良増殖法（昭和25年法律第209号）を _____、「省令」とは家畜改良増殖法施行規則（昭和25年農林省令第96号）をいう。</p> <p>（家畜人工授精所開設の許可証）</p> <p><b>第3条</b> 知事は、法第24条の規定による許可を与えたときは<u>別記第1号様式の許可証</u> _____を申請者に交付する。</p> <p>（種付け報告等）</p> <p><b>第4条</b> 種畜の飼養者、家畜人工授精所の開設者又は獣医師若しくは家畜人工授精師は、毎年1月31日までに、前年中において人工授精又は種付けした頭数及び産仔数を、<u>別記第2号様式の報告書</u> _____により、知事に報告しなければならない。</p> <p>2 省略</p> <p>（家畜人工授精所開設者の変更届）</p> <p><b>第5条</b> 家畜人工授精所の開設者は、省令第32条の申請書及びその添付書類に記載した事項に変更を生じたときは、速やかに<u>別記第3号様式の変更届出書</u> _____を知事に提出しなければならない。</p>

(書類の經由機関)

**第7条** 法、政令、省令及びこの規則によつて知事に提出する申請書その他の書類は、獣医師、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に關するものについては提出する者の住所地又は家畜人工授精所の所在地を管轄する家畜保健衛生所を、その他のものについては提出する者の住所を管轄する地方局を經由しなければならない。

**第1号様式**(第3条、第5条、第6条、第2号様式、第3号様式、第6号様式關係) 家畜人工授精所開設許可証

省略

**第4号様式**(第4条關係) 人工授精(種付け)成績報告書

省略

注 省略

**第5号様式**(第5条關係) 家畜人工授精所変更届出書  
家畜人工授精所変更届出書

省略

(書類の經由機関)

**第6条** 法\_\_\_\_、省令及びこの規則によつて知事に提出する申請書その他の書類は、獣医師、家畜人工授精師及び家畜人工授精所に關するものについては提出する者の住所地又は家畜人工授精所の所在地を管轄する家畜保健衛生所を、その他のものについては提出する者の住所を管轄する地方局を經由しなければならない。

**第1号様式**(第3条關係)

省略

**第2号様式**(第4条關係)

省略

注 省略

**第3号様式**(第5条關係)  
家畜人工授精所開設者の変更届出書

省略

**第2条** 家畜改良増殖法施行細則の一部を次のように改正する。

第1号様式の次に次の2様式を加える

第2号様式(第3条関係) 家畜人工授精所開設許可証書換え交付申請書

家畜人工授精所開設許可証書換え交付申請書

年 月 日

愛媛県知事 様

住 所 (法人にあつては、  
主たる事務所の所在地)

申請者

氏 名 (法人にあつては、  
名称及び代表者の氏名)



1 家畜人工授精所の名称  
及び住所

2 変更を生じた事項

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 次に掲げる書類を添付すること。

(1) 家畜人工授精所開設許可証(第1号様式)

(2) 獣医師又は家畜人工授精師の変更であるときは、獣医師又は家畜人工授精師の免許証の写し

## 第3号様式(第3条関係) 家畜人工授精所開設許可証再交付申請書

家畜人工授精所開設許可証再交付申請書	
年 月 日	
愛媛県知事 様	
住 所 (法人にあつては、 主たる事務所の所在地)	
申請者	
氏 名 (法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) <span style="float: right;">印</span>	
1 家畜人工授精所の名称 及び住所	
2 申請の理由	

注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2 申請者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。

3 汚損又は破損に係るものであるときは、汚損し、又は破損した家畜人工授精所開設許可証(第1号様式)を添付すること。

第5号様式の次に次の1様式を加える。

第6号様式(第6条関係) 家畜人工授精所廃止(休止・再開)届出書

家畜人工授精所廃止(休止・再開)届出書  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">年 月 日</div> 愛媛県知事 様  <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">住 所(法人にあつては、 主たる事務所の所在地)</div> 届出者 <div style="text-align: right; margin-right: 100px;">氏 名(法人にあつては、 名称及び代表者の氏名) <span style="float: right;">㊟</span></div>	
1 家畜人工授精所の名称 及び住所	
2 廃止(休止・再開)の 年月日	
3 廃止(休止・再開)の 理由	
4 休止の予定期間	

- 注1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
- 2 不要の文字は、抹消すること。
- 3 届出者が個人の場合にあつては、記名押印に代えて署名することができる。
- 4 家畜人工授精所の廃止に係るものであるときは、家畜人工授精所開設許可証(第1号様式)を添付すること。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

○愛媛県告示第616号

愛媛県卸売市場条例（昭和47年愛媛県条例第25号）第8条の規定に基づき、卸売業者から次のとおり卸売の業務を廃止した旨の届出があった。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

廃止年月日	卸 売 業 者		卸売の業務を行っていた地方卸売市場の名称	廃止した取部類
	住所又は所在地	氏名又は名称		
令和元年9月30日	松山市永木町二丁目3番地9	伊予青果海産協同組合	伊予青果海産協同組合地方卸売市場	青 果

○愛媛県告示第617号

次の保安林の指定施業要件を変更する旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第33条の3において準用する同法第30条の規定により告示する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所  
南宇和郡愛南町（国有林。次の図に示す部分に限る。）、愛南町（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的  
土砂の流出の防備
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 次の森林については、主伐は、択伐による。  
南宇和郡愛南町（次の図に示す部分に限る。）
    - その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁及び愛南町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第618号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年7月愛媛県告示第261号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備 考
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大字論田5番耕地196番地1 井 上 ヨシコ	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙4155番地2 永 田 澄 恵	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	寺 岡 フ ヨ	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙4195番地 本 山 マサヨ	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙4250番地 壽 野 嵩	森林所有者

- 保安林として指定された目的  
水源の涵養
- 変更後の指定施業要件
  - 立木の伐採の方法
    - 主伐に係る伐採種は、定めない。
    - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
    - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
  - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種  
次のとおりとする。  
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第619号

保安林の指定施業要件を変更する旨の通知（令和元年7月愛媛県告示第261号）に係る通知の相手方又はその所在が不明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容を大洲市役所及び内子町役場の掲示場に掲示するとともに、次のとおりその要旨を告示する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

- 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所及び不明又は所在が不明である通知の相手方

保安林の所在場所	不明又は所在が不明である通知の相手方	備考
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	今治市阿方188番地1 井手本 政 邦	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町大字北平186番戸 寄 本 安次郎	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	大阪府枚方市東中振一丁目64番7号 亀 岡 保 利	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	上浮穴郡浮穴村大字小屋103番戸 菊 地 ヨ シ	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平2827番地 栗 田 重 男	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平2827番地 栗 田 正 春	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平2827番地 栗 田 増 雄	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙2800番地 幸 田 重 榮	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙2812番地 高 木 愛 子	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平乙2812番地 高 木 富 博	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大瀬中央6688番地 黒 田 又 市	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平3903番地1 山 崎 明 男	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大瀬917番地 松 本 五郎衛	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大瀬辰780番地 西 岡 宏	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大字石畳甲1509番地 西 本 勇 記	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	松山市泉町115番地5 大 野 正 男	森林所有者
喜多郡内子町（次の図に示す部分に限る。）	喜多郡内子町大瀬辰698番地 富 士 淵 實	森林所有者
大洲市（次の図に示す部分に限る。）	大洲市河辺町北平2825番地 福 宮 清 光	森林所有者

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 変更後の指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 次の森林については、主伐は、択伐による。

大洲市（次の図に示す部分に限る。）、内子町（次の図に示す部分に限る。）

イ その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

ウ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

エ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種 次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を愛媛県庁並びに大洲市役所及び内子町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○愛媛県告示第620号

次の区域及び区分の特定第2号漁業者の同意は漁業災害補償法（昭和39年法律第158号）第108条第2項に規定する要件に適合すると認めるので、同条第5項において準用する同法第105条の2第4項の規定に基づき、次のとおり公示する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村時広

区 域	区 分
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	主としてまき網を使用して営む漁業
深浦区域（愛南漁業協同組合の地区のうち、旧深浦漁業協同組合の地区）	(1)から(3)までに掲げる漁業以外の漁業

○愛媛県告示第621号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域として指定する。

その関係図面は、愛媛県庁並びに関係の地方局土木事務所及び市役所において縦覧に供する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村時広

沢津

次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱13号までを順次結んだ線及び標柱13号と標柱1号を結んだ線に囲まれた区域

市 町		字	地 番	標 柱
今治市	伯方町木浦	沢津	甲3756番	1号、2号
			乙1061番	3号、4号
			乙1068番	5号
			甲3778番1	6号
			乙1076番2	7号
			甲3819番1	8号、11号
			甲3819番4	9号、10号
			甲3810番	12号
			甲3789番	13号

○愛媛県告示第622号

製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）の一部を次のように改正し、告示の日から施行する。

改正後の製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱の規定は、令和2年度以後の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査について適用し、令和元年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する者に必要な資格及び資格審査については、なお従前の例による。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前						
<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) <u>所得税又は法人税並びに特別法人事業税(本県分に限る。以下同じ。)</u>及び地方法人特別税(本県分に限る。以下同じ。)並びに消費税について未納がないこと。</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) <u>県税(地方消費税を除く。)</u>並びに特別法人事業税及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書</p> <p>(9) 省略</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p>(公表)</p> <p><b>第7条</b> 知事は、資格を有すると認められた者の名簿を作成し、これをインターネットの利用その他の適切な方法により公表するものとする。</p> <p><b>第8条 省略</b></p> <p><b>様式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審査申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1294 762 1877"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td> <p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 (実印)の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>また、この申請書及び添付書類の記載事項の一部を公表することに同意します。</p> <p>1~5 省略</p> </td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書</b></p> <table border="1" data-bbox="156 1998 762 2143"> <tr> <td> <p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> </td> </tr> </table>	省略	<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 (実印)の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>また、この申請書及び添付書類の記載事項の一部を公表することに同意します。</p> <p>1~5 省略</p>	<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p>	<p>(資格)</p> <p><b>第2条 省略</b></p> <p>2 前項の規定による審査(以下「資格審査」という。)は、次に掲げる要件の全てを満たす者でなければ、受けることができない。</p> <p>(1) 省略</p> <p>(2) 所得税又は法人税 _____ 及び地方法人特別税(本県分に限る。以下同じ。)並びに消費税について未納がないこと。</p> <p>(資格審査の申請)</p> <p><b>第3条 省略</b></p> <p>2 前項の申請書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。ただし、国内に事務所又は事業所を有しない者にあつては、第3号から第5号までに掲げる書類を添付しないことができる。</p> <p>(1)~(7) 省略</p> <p>(8) 県税(地方消費税を除く。) _____ 及び地方法人特別税について未納がない旨の証明書</p> <p>(9) 省略</p> <p><b>第6条 省略</b></p> <p><b>第7条 省略</b></p> <p><b>様式第1号(第3条関係) 競争入札参加資格審査申請書</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1294 1439 1877"> <tr> <td style="text-align: center;">省略</td> </tr> <tr> <td> <p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 ㊞ _____の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>_____</p> <p>1~5 省略</p> </td> </tr> </table> <p>注 省略</p> <p><b>様式第5号(第6条関係) 競争入札参加資格審査申請書等記載事項変更等届出書</b></p> <table border="1" data-bbox="833 1998 1439 2143"> <tr> <td> <p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> </td> </tr> </table>	省略	<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 ㊞ _____の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>_____</p> <p>1~5 省略</p>	<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p>
省略							
<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 (実印)の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>また、この申請書及び添付書類の記載事項の一部を公表することに同意します。</p> <p>1~5 省略</p>							
<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p>							
省略							
<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p> <p>申請者</p> <p>商号又は名称</p> <p>氏名(法人にあつては、代表者 ㊞ _____の職名及び氏名)</p> <p>省略</p> <p>なお、この申請書及び添付書類の全ての記載事項については、事実と相違ないことを誓約します。</p> <p>_____</p> <p>1~5 省略</p>							
<p>省略</p> <p>郵便番号</p> <p>住所(法人にあつては、主たる事務所又は事業所の所在地)</p>							

届出者 商号又は名称  氏名（法人にあっては、 <span style="float: right;">（実印）</span> 代表者の職名及び氏名）  省略 省略	届出者 商号又は名称  氏名（法人にあっては、 <span style="float: right;">㊟</span> 代表者の職名及び氏名）  省略 省略
注 1 省略 2 変更内容の欄に氏名を記入する場合には、振り仮名を付けること。	注 省略

○愛媛県告示第623号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁143番3から 同字丁77番1まで	旧	メートル 4.3～19.1	キロメートル 0.210	
			新	10.9～51.7 6.9～6.9	0.210 0.008	

○愛媛県告示第624号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	供 用 開 始 の 区 間	供用開始の日
県 道	西条久万線	西条市西之川字老野丁142番12から 同字丁77番3まで	令和元年10月22日

○愛媛県告示第625号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、東予地方局建設部において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路 線 名	区 間	旧・新別	敷 地 の 員 幅	延 長	備 考
県 道	国領高木線	新居浜市坂井町三丁目甲3393番3地先から 同町三丁目甲3393番4まで	旧	メートル 8.8～10.2	キロメートル 0.042	
			新	10.9～12.2	0.042	

○愛媛県告示第626号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、道路の供用を次のように開始する。

その関係図面は、東予地方局今治土木事務所において告示の日から2週間一般の縦覧に供する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中 村 時 広

道路の種類	路線名	供用開始の区間	供用開始の日
県道	今治丹原線	今治市朝倉下甲1204番4から 同市朝倉下甲281番6まで	令和元年10月18日

## ○愛媛県告示第627号

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第1項第4号の規定に基づき、次のとおり建設業者の許可を取り消した。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村時広

許可番号	許可年月日	商号又は名称	代表者氏名	主たる営業所の所在地	取消年月日	取り消した建設業の種類	取消の原因となった事実
(般-28)第16911号	平成28年8月25日	(有)滝野産業	田中 真麻	南宇和郡愛南町城辺乙1265-1	令和元年9月2日	管工事業	建設業の廃止
(般-26)第16596号	平成26年11月27日	(株)皇輝工業	竹中 賢雄	西宇和郡伊方町九町字浦安1-1052-1	令和元年9月3日	機械器具設置工事業	建設業の廃止
(般-27)第14521号	平成27年6月7日	(有)高本建工	高本甲子生	大洲市森山乙476	令和元年9月17日	内装仕上工事業	建設業の廃止

## 公 告

## ○公 告

## 准看護師試験の施行について

保健師助産師看護師法（昭和23年法律第203号）第18条の規定により、令和元年度准看護師試験を次のとおり施行する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村時広

## 1 試験の場所

松山市道後町2丁目11-14

愛媛看護研修センター 2階大研修室

## 2 試験の日時

令和2年2月14日（金）12時30分

## 3 試験願書の提出期間

令和元年12月6日（金）から13日（金）17時まで。

ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 4 受験願書の請求先及び提出先

〒790 8570

松山市一番町四丁目4番地2

愛媛県保健福祉部社会福祉医療局医療対策課

## ○公 告

## ふぐ取扱者試験の施行について

愛媛県ふぐの取扱に関する条例（昭和27年愛媛県条例第63号）第4条の規定による令和元年度ふぐ取扱者試験を次のとおり施行する。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村時広

## 1 試験の日時及び場所

試験別	日 時	場 所
学科試験	令和2年1月31日（金）午後1時30分	松山市一番町四丁目4番地2 愛媛県庁
実地試験	令和2年3月11日（水）午前10時	松山市勝山町一丁目1番5 愛媛調理製菓専門学校

## 2 受験願書の提出期間

令和元年12月16日（月）から24日（火）まで。ただし、郵送による場合は、同日までの消印のあるものは、受け付ける。

## 3 受験願書の提出先

県内居住者については住所地を管轄する保健所と、県外居住者については愛媛県保健福祉部健康衛生局薬務衛生課とする。

## 4 試験科目

試験は、次に掲げる科目について学科試験を行い、学科試験の合格者について実地試験を行う。

(1) 衛生法規

(2) 食品衛生学

## (3) 魚類学

## 5 その他

受験についての必要事項は、受験票により指示する。

## ○公告

令和2年度から令和4年度までにおいて県が発注する製造の請負、物件の売買、役務の提供その他の契約（建設工事及び森林整備工事並びにこれらに付随する測量、調査又は設計の業務委託に係る契約を除く。以下「製造の請負等」という。）に係る一般競争入札又は指名競争入札（以下「競争入札」という。）に参加する者に必要な資格（以下「資格」という。）並びにその審査の申請（以下「申請」という。）の時期及び方法を、次のとおり定めた。

令和元年10月18日

愛媛県知事 中村 時 広

## 1 営業種別

- (1) 文具・事務用機器類
- (2) 機械器具類
- (3) 自動車・舟艇類
- (4) 印刷・製本類
- (5) 薬品類
- (6) 石油・燃料類
- (7) 工事材料類
- (8) 家具類
- (9) その他

## 2 製造の請負等に係る競争入札に参加することができない者

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項各号のいずれかに該当する者
- (2) 地方自治法施行令第167条の4第2項（同令第167条の11第1項において準用する場合を含む。）の規定により県の入札に参加させないこととされている者

## 3 資格

- (1) 競争入札に参加することができる者は、製造の請負等に係る競争入札の参加者の資格及び資格審査に関する要綱（平成8年2月愛媛県告示第192号）第2条第2項各号に掲げる要件のすべてを満たす者であって、同条第1項の規定による審査（以下「資格審査」という。）を受け、適格と認められたものとする。
- (2) (1)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当する者は、資格を有しないものとする。

ア 営業に必要な許可、認可等を得ていない者

イ 資格審査を申請する日前2年間において、振り出した手形又は小切手が不渡りとなり、銀行当座取引を停止されている者

## 4 申請の時期

令和元年11月11日（月）から12月13日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで）とする。

なお、その後も、随時、申請を受け付けるが、この場合には、競争入札に間に合わないことがある。

## 5 申請書類の交付方法及び提出先

## (1) 交付方法

県ホームページの申請書等電子配布サービス（<http://www.pref.ehime.jp/kense/denshigyose/shinsesho/index.html>）によるほか、別表に掲げる申請書類の提出先のいずれかに対し請求があ

れば交付する。

## (2) 提出先

別表のとおりとする。

## 6 申請書類の作成に用いる言語及び通貨

- (1) 申請書類の作成に用いる言語は、原則として、日本語とすること。
- (2) 申請書類のうち、外国語で記載したものは、日本語の訳文を付記し、又は添付すること。
- (3) 申請書類の金額欄については、外国の通貨単位によらず、出納官吏事務規程（昭和22年大蔵省令第95号）第16条に規定する外国貨幣換算率により日本国通貨に換算して記載すること。

## 7 資格の審査結果の通知

申請者には、資格の審査結果を文書で通知する。

## 8 資格の効力

資格は、令和2年度から令和4年度までの製造の請負等に係る競争入札について効力を有する。

## 9 令和5年度から令和7年度までの資格審査

令和5年度から令和7年度までの製造の請負等に係る競争入札に参加する者の資格については、令和4年10月に公示を行う予定であるので、当該公示に基づき申請書類を提出すること。

## 10 問い合わせ先

愛媛県出納局会計課用品調達係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話（089）912 2156

## 別表（5関係）

申請書類の提出先	申請者の住所
愛媛県出納局会計課用品調達係 〒790 - 8570 松山市一番町4 - 4 - 2 電話番号 089 - 912 - 2156	松山市、伊予市、東温市、久 万高原町、松前町、砥部町、 県外
東予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒793 - 8516 西条市喜多川796 - 1 電話番号 0897 - 56 - 1300（内線205） 又は 東予地方局今治支局総務県民室総務県民・防災対策グループ 〒794 - 8502 今治市旭町1 - 4 - 9 電話番号 0898 - 23 - 2500（内線201）	新居浜市、西条市、四国中央 市  今治市、上島町
南予地方局総務企画部総務県民課総務係 〒798 - 8511 宇和島市天神町7 - 1 電話番号 0895 - 22 - 5211（内線205） 又は 南予地方局八幡浜支局総務県民室総務県民グループ 〒796 - 0048 八幡浜市北浜1 - 3 - 37 電話番号 0894 - 22 - 4111（内線210）	宇和島市、松野町、鬼北町、 愛南町  八幡浜市、大洲市、西予市、 内子町、伊方町

監 査 公 表

○公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第9項の規定により、監査の結果を次のとおり公表する。

令和元年10月18日

愛媛県監査委員 本 田 和 良  
同 永 井 一 平  
同 越 智 忍  
同 毛 利 修 三

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
総 務 管 理 課	令和元年 8 月 20 日
人 事 課	令和元年 8 月 20 日
市 町 振 興 課	令和元年 8 月 20 日
私 学 文 書 課	令和元年 8 月 20 日
財 政 課	令和元年 8 月 30 日
行 革 分 権 課	令和元年 9 月 6 日
税 務 課	令和元年 9 月 6 日
総 合 政 策 課	令和元年 9 月 2 日
自 転 車 新 文 化 推 進 課	令和元年 9 月 2 日
秘 書 課	令和元年 9 月 2 日
広 報 広 聴 課	令和元年 9 月 2 日
統 計 課	令和元年 9 月 2 日
情 報 政 策 課	令和元年 9 月 2 日
地 域 政 策 課	令和元年 8 月 26 日
交 通 対 策 課	令和元年 8 月 26 日
地 域 ス ポ ー ツ 課	令和元年 8 月 26 日
競 技 ス ポ ー ツ 課	令和元年 8 月 26 日
文 化 振 興 課	令和元年 8 月 27 日
ま な び 推 進 課	令和元年 8 月 27 日
県 民 生 活 課	令和元年 8 月 9 日
男 女 参 画 ・ 県 民 協 働 課	令和元年 8 月 9 日
人 権 対 策 課	令和元年 8 月 9 日
消 防 防 災 安 全 課	令和元年 9 月 6 日
防 災 危 機 管 理 課	令和元年 9 月 6 日
原 子 力 安 全 対 策 課	令和元年 9 月 6 日
環 境 政 策 課	令和元年 8 月 23 日
循 環 型 社 会 推 進 課	令和元年 8 月 23 日
自 然 保 護 課	令和元年 8 月 23 日
保 健 福 祉 課	令和元年 8 月 30 日
医 療 対 策 課	令和元年 8 月 30 日
医 療 保 険 課	令和元年 8 月 30 日
健 康 増 進 課	令和元年 8 月 23 日
薬 務 衛 生 課	令和元年 8 月 23 日
子 育 て 支 援 課	令和元年 8 月 23 日
障 が い 福 祉 課	令和元年 8 月 23 日

長 寿 介 護 課	令和元年 8 月 23 日
産 業 政 策 課	令和元年 8 月 20 日
企 業 立 地 課	令和元年 8 月 20 日
労 政 雇 用 課	令和元年 8 月 20 日
産 業 創 出 課	令和元年 8 月 26 日
経 営 支 援 課	令和元年 8 月 26 日
観 光 物 産 課	令和元年 8 月 26 日
国 際 交 流 課	令和元年 8 月 26 日
農 政 課	令和元年 8 月 27 日
農 業 経 済 課	令和元年 8 月 27 日
ブ ラ ン ド 戦 略 課	令和元年 8 月 27 日
農 地 整 備 課	令和元年 8 月 27 日
農 産 園 芸 課	令和元年 8 月 27 日
畜 産 課	令和元年 8 月 27 日
林 業 政 策 課	令和元年 9 月 4 日
森 林 整 備 課	令和元年 9 月 4 日
漁 政 課	令和元年 8 月 30 日
水 産 課	令和元年 8 月 30 日
漁 港 課	令和元年 8 月 30 日
土 木 管 理 課	令和元年 9 月 2 日
用 地 課	令和元年 9 月 2 日
河 川 課	令和元年 8 月 28 日
水 資 源 対 策 課	令和元年 8 月 28 日
港 湾 海 岸 課	令和元年 8 月 28 日
砂 防 課	令和元年 8 月 28 日
道 路 建 設 課	令和元年 9 月 4 日
道 路 維 持 課	令和元年 9 月 4 日
都 市 計 画 課	令和元年 9 月 4 日
都 市 整 備 課	令和元年 9 月 4 日
建 築 住 宅 課	令和元年 9 月 4 日
出 納 局	令和元年 9 月 6 日
人 事 委 員 会 事 務 局	令和元年 8 月 8 日
議 会 事 務 局	令和元年 9 月 4 日
監 査 事 務 局	令和元年 9 月 6 日
労 働 委 員 会 事 務 局	令和元年 8 月 8 日

（監査の結果）

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 政治資金関係文書に係る手数料について、納期限内の収入の確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
30年度	1 者	270	平成30年度決算による

（市町振興課）

2 収入未済の行政代執行費用（高濃度PCB廃棄物の処分に係るもの）について、納期限内の収入の確保に努めるとともに適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
30年度	1者	645,282	平成30年度決算による

(循環型社会推進課)

3 収入未済の生活安定資金貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
16年度及び17年度	505者	44,658,260	平成30年度決算による

(保健福祉課)

4 看護職員修学資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	0	648,000	648,000	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,800,000	1,800,000	
差引増減	0	1,152,000	1,152,000	

(医療対策課)

5 収入未済の延滞金(看護職員修学資金貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
26年度・27年度	2者	58,812	平成30年度決算による

(医療対策課)

6 児童扶養手当返還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	126,870	907,870	1,034,740	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,238,030	1,238,030	
差引増減	126,870	330,160	203,290	

(子育て支援課)

7 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	6,524,578	246,235,391	252,759,969	金額は各年度の決算による
29年度	8,008,952	246,773,772	254,782,724	
差引増減	1,484,374	538,381	2,022,755	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	241,844	19,916,194	20,158,038	金額は各年度の決算による
29年度	190,544	20,058,827	20,249,371	
差引増減	51,300	142,633	91,333	

(子育て支援課)

8 収入未済の心身障害者扶養共済年金過払金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
29年度	1者	30,000	平成30年度決算による

(障がい福祉課)

9 収入未済の企業立地促進事業費補助金返還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度	1者	34,796,000	平成30年度決算による

(企業立地課)

10 収入未済の地域改善対策職業訓練受講資金等貸付金償還金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度	1者	8,700	平成30年度決算による

(労政雇用課)

11 中小企業振興資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
29年度	1者	5,246,460	平成30年度決算による

(経営支援課)

12 高速道路を利用して通勤している職員(1名)の通勤手当について、届出と違う経路で通勤していたにもかかわらず、所属において事後の確認を怠っていたため、171,052円(平成30年12月から令和元年6月分)が過支給となっていた。

(経営支援課)

13 林業改善資金特別会計における林業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	0	64,392,890	64,392,890	金額は各年度の決算による
29年度	0	66,552,890	66,552,890	
差引増減	0	2,160,000	2,160,000	

(林業政策課)

14 林業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
19年度～21年度	3者	1,055,355	平成30年度決算による

(林業政策課)

15 県有林経営事業特別会計については、昭和59年度以降歳入不足額が生じ、毎年度繰上充用の措置が講じられているところであるが、平成30年度末の歳入不足額は22億6,124万円と、前年度より3,392万円減少したものの、平成30年度の木材価格は県営林経営改善計画策定当時(平成11年度)の5割程度にまで下落していることから、平成27年3月に見直しを行った県営林経営改善計画を着実に実行するなど、今後の健全な経営に向けて、より一層努められたい。

(森林整備課)

16 沿岸漁業改善資金特別会計における沿岸漁業改善資金貸付金償還金について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	0	1,710,000	1,710,000	金額は各年度の決算による
29年度	0	1,891,000	1,891,000	
差引増減	0	181,000	181,000	

(漁政課)

17 沿岸漁業改善資金特別会計における収入未済の違約金(貸付金償還金に伴うもの)について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
22年度	1者	969,517	平成30年度決算による

(漁政課)

18 住宅貸付損害金について、適切に債権管理するとともに、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	532,329	26,720,107	27,252,436	金額は各年度の決算による
29年度	1,204,032	26,264,600	27,468,632	
差引増減	671,703	455,507	216,196	

(建築住宅課)

監査対象機関	監査年月日
東予地方局	
総務企画部	令和元年7月11日
今治支局	令和元年7月9日、 令和元年7月11日
健康福祉環境部	令和元年7月9日、 令和元年7月11日
四国中央保健所	令和元年7月11日
産業経済部	令和元年7月9日、 令和元年7月10日
東予家畜保健衛生所	令和元年7月10日
建設部	令和元年7月11日
四国中央土木事務所	令和元年7月11日
今治土木事務所	令和元年7月9日
鹿森ダム管理事務所	令和元年7月11日
黒瀬ダム管理事務所	令和元年7月11日
玉川ダム管理事務所	令和元年7月9日
台ダム管理事務所	令和元年7月9日
出納室	令和元年7月11日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	159,253,840	245,127,292	404,381,132	

29年度	164,765,042	341,240,391	506,005,433	金額は各年度の決算による
差引増減	5,511,202	96,113,099	101,624,301	

(総務企画部)

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	90,000	237,020	327,020	金額は各年度の決算による
29年度	0	279,505	279,505	
差引増減	90,000	42,485	47,515	

(健康福祉環境部)

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・父子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	10,476,427	43,855,778	54,332,205	金額は各年度の決算による
29年度	9,666,564	38,007,301	47,673,865	
差引増減	809,863	5,848,477	6,658,340	

(父子福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	94,000	23,500	117,500	金額は各年度の決算による
29年度	23,500	0	23,500	
差引増減	70,500	23,500	94,000	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	286,881	1,852,843	2,139,724	金額は各年度の決算による
29年度	210,949	1,695,074	1,906,023	
差引増減	75,932	157,769	233,701	

(健康福祉環境部)

4 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(産業経済部)

5 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	549,800	5,125,400	5,675,200	金額は各年度の決算による
29年度	465,000	6,191,600	6,656,600	
差引増減	84,800	1,066,200	981,400	

(建設部)

6 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	1,038,000	1,346,200	2,384,200	金額は各年度の決算による
29年度	711,400	2,008,700	2,720,100	
差引増減	326,600	662,500	335,900	

（建設部（今治土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
中 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	令和元年7月25日
健 康 福 祉 環 境 部	令和元年7月25日
産 業 経 済 部	令和元年7月25日
中 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和元年7月25日
建 設 部	令和元年7月25日
久 万 高 原 土 木 事 務 所	令和元年7月25日
出 納 室	令和元年7月25日

（監査の結果）

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	246,174,486	388,008,520	634,183,006	金額は各年度の決算による
29年度	251,715,372	528,859,269	780,574,641	
差引増減	5,540,886	140,850,749	146,391,635	

（総務企画部）

2 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	2,275,450	14,050,310	16,325,760	金額は各年度の決算による
29年度	2,104,220	12,061,090	14,165,310	
差引増減	171,230	1,989,220	2,160,450	

（健康福祉環境部）

3 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

（母子福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	1,895,030	8,388,286	10,283,316	金額は各年度の決算による
29年度	1,875,622	8,817,653	10,693,275	

差引増減	19,408	429,367	409,959
------	--------	---------	---------

（寡婦福祉資金貸付金償還金）

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	127,128	1,117,058	1,244,186	金額は各年度の決算による
29年度	127,128	1,678,412	1,805,540	
差引増減	0	561,354	561,354	

（健康福祉環境部）

4 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額（円）			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	5,678,787	19,280,530	24,959,317	金額は各年度の決算による
29年度	6,236,602	17,881,330	24,117,932	
差引増減	557,815	1,399,200	841,385	

（建設部）

5 収入未済の前払金余剰額に対する利息（工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
28年度	1者	5,794	平成30年度決算による

（建設部）

6 収入未済の河川不法投棄処分費負担金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
29年度	1者	248,400	平成30年度決算による

（建設部）

7 職員の不注意により公用車による事故が発生（5件）し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

（建設部）

8 収入未済の違約金及び前払金余剰額に対する利息（いずれも工事請負契約の解除に伴うもの）について、適切に債権管理されたい。

（違約金）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	270,100	平成30年度決算による

（利息）

調定年度	債務者数	収入未済額（円）	備 考
26年度	1者	247,885	平成30年度決算による

（建設部（久万高原土木事務所））

9 職員の不注意により公用車による事故が発生（2件）し、当該車両の毀損（うち公用車1台は廃車）があり、県に多額の損害を与えた。

（建設部（久万高原土木事務所））

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
南 予 地 方 局	
総 務 企 画 部	令和元年7月26日

八 幡 浜 支 局	令和元年7月18日、 令和元年7月26日
健 康 福 祉 環 境 部	令和元年7月18日、 令和元年7月26日
産 業 経 済 部	令和元年7月18日、 令和元年7月26日
南 予 家 畜 保 健 衛 生 所	令和元年7月18日
建 設 部	令和元年7月26日
大 洲 土 木 事 務 所	令和元年7月18日
八 幡 浜 土 木 事 務 所	令和元年7月18日
西 予 土 木 事 務 所	令和元年7月18日
愛 南 土 木 事 務 所	令和元年7月26日
須 賀 川 ダム 管 理 事 務 所	令和元年7月26日
山 財 ダム 管 理 事 務 所	令和元年7月26日
出 納 室	令和元年7月26日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、当方及び相手方に人的被害があったほか、当該車両の廃車及び相手方車両の毀損等があり、県に多額の損害を与えた。

(総務企画部)

2 県税について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	47,994,488	56,365,456	104,359,944	金額は各年度の決算による
29年度	54,765,141	68,757,523	123,522,664	
差引増減	6,770,653	12,392,067	19,162,720	

(総務企画部)

3 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	5,579,600	10,911,894	16,491,494	金額は各年度の決算による
29年度	1,547,610	9,767,504	11,315,114	
差引増減	4,031,990	1,144,390	5,176,380	

(健康福祉環境部)

4 母子父子寡婦福祉資金特別会計における母子・寡婦福祉資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

(母子福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	5,947,844	28,573,111	34,520,955	金額は各年度の決算による
29年度	6,351,819	25,871,080	32,222,899	
差引増減	403,975	2,702,031	2,298,056	

(寡婦福祉資金貸付金償還金)

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	160,104	717,366	877,470	金額は各年度の決算による
29年度	163,104	2,595,906	2,759,010	
差引増減	3,000	1,878,540	1,881,540	

(健康福祉環境部)

5 収入未済の特別障害者手当返還金について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
30年度	1者	53,620	平成30年度決算による

(健康福祉環境部)

6 生活保護費戻入金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	236,000	3,417,282	3,653,282	金額は各年度の決算による
29年度	645,756	2,864,276	3,510,032	
差引増減	409,756	553,006	143,250	

(健康福祉環境部(八幡浜支局))

7 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	873,500	708,200	1,581,700	金額は各年度の決算による
29年度	369,100	701,800	1,070,900	
差引増減	504,400	6,400	510,800	

(建設部)

8 土木使用料(堤防河川敷地水面)について、納期限内の収入確保に努めるとともに、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
30年度	1者	12,802	平成30年度決算による

(建設部(大洲土木事務所))

9 住宅貸付料について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	85,500	0	85,500	金額は各年度の決算による
29年度	367,700	737,600	1,105,300	
差引増減	282,200	737,600	1,019,800	

(建設部(八幡浜土木事務所))

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
東 京 事 務 所	令和元年6月6日
研 修 所	平成31年4月25日

総合科学博物館	令和元年5月29日
歴史文化博物館	令和元年5月29日
美術館	令和元年5月15日
消防学校	平成31年4月26日
消費生活センター	平成31年4月22日
原子力センター	令和元年5月29日
福祉総合支援センター	平成31年4月22日
東予子ども・女性支援センター	令和元年5月29日
南予子ども・女性支援センター	令和元年5月30日
食肉衛生検査センター	令和元年5月15日
動物愛護センター	令和元年5月15日
衛生環境研究所	平成31年4月26日
心と体の健康センター	平成31年4月22日
子ども療育センター	令和元年5月23日
えひめ学園	令和元年5月29日
計量検定所	令和元年5月15日
産業技術研究所	平成31年4月25日、 令和元年5月15日、 令和元年5月23日
新居浜産業技術専門学校	令和元年5月29日
愛媛中央産業技術専門学校	
(旧)今治高等技術専門学校	令和元年5月23日
(旧)松山高等技術専門学校	令和元年5月15日
宇和島産業技術専門学校	令和元年5月15日
大阪事務所	令和元年5月30日
病害虫防除所	平成31年4月26日
農業大学校	令和元年5月23日
農林水産研究所	平成31年4月26日、 令和元年5月15日、 令和元年5月23日、 令和元年5月30日
家畜病性鑑定所	令和元年5月15日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	6,495,350	26,191,680	32,687,030	金額は各年度の決算による
29年度	6,974,930	26,738,400	33,713,330	
差引増減	479,580	546,720	1,026,300	

(福祉総合支援センター)

2 収入未済の非常勤嘱託職員報酬返納金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備考
29年度	1者	55,128	平成30年度決算による

(福祉総合支援センター)

3 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収

入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	1,195,170	6,110,810	7,305,980	金額は各年度の決算による
29年度	1,224,040	7,091,091	8,315,131	
差引増減	28,870	980,281	1,009,151	

(東予子ども・女性支援センター)

4 児童福祉施設入所措置費負担金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、より一層努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	2,932,140	8,552,470	11,484,610	金額は各年度の決算による
29年度	2,821,630	7,473,790	10,295,420	
差引増減	110,510	1,078,680	1,189,190	

(南予子ども・女性支援センター)

5 子ども療育センター利用料金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区分	収入未済額(円)			備考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	647,322	2,589,360	3,236,682	金額は各年度の決算による
29年度	774,035	3,111,808	3,885,843	
差引増減	126,713	522,448	649,161	

(子ども療育センター)

監査対象機関	監査年月日
教育総務課	令和元年8月22日
社会教育課	令和元年8月22日
文化財保護課	令和元年8月22日
保健体育課	令和元年8月22日
義務教育課	令和元年8月22日
高校教育課	令和元年8月22日
人権教育課	令和元年8月22日
特別支援教育課	令和元年8月22日
中予教育事務所	令和元年5月15日
東予教育事務所	令和元年5月23日
南予教育事務所	令和元年5月15日
総合教育センター	平成31年4月25日
図書館	令和元年5月15日
川之江高等学校	平成31年3月20日
三島高等学校	平成31年3月20日
土居高等学校	平成31年3月20日
新居浜東高等学校	平成31年3月20日
新居浜西高等学校	平成31年3月20日
新居浜南高等学校	平成31年3月20日

新居浜工業高等学校	平成31年3月20日
新居浜商業高等学校	平成31年1月24日
西条高等学校	平成31年1月24日
西条農業高等学校	平成31年3月20日
小松高等学校	平成31年1月21日
東予高等学校	平成31年1月21日
丹原高等学校	平成31年1月21日
今治西高等学校	平成31年3月20日
今治南高等学校	平成31年1月22日
今治北高等学校	平成31年3月20日
今治工業高等学校	平成31年1月22日
伯方高等学校	平成31年3月20日
弓削高等学校	平成31年3月20日
北条高等学校	平成31年3月20日
松山東高等学校	平成31年1月22日
松山南高等学校	平成31年1月22日
松山北高等学校	平成31年3月20日
松山中央高等学校	平成31年3月20日
松山工業高等学校	平成31年3月20日
松山商業高等学校	平成31年3月20日
東温高等学校	平成31年3月20日
上浮穴高等学校	平成31年2月7日
小田高等学校	平成31年2月7日
伊予農業高等学校	平成31年1月22日
伊予高等学校	平成31年1月22日
大洲高等学校	平成31年3月20日
大洲農業高等学校	平成31年3月20日
長浜高等学校	平成31年3月20日
内子高等学校	平成31年3月20日
八幡浜高等学校	平成31年3月20日
八幡浜工業高等学校	平成31年3月20日
川之石高等学校	平成31年3月20日
三崎高等学校	平成31年3月20日
三瓶高等学校	平成31年3月20日
宇和高等学校	平成31年3月20日
野村高等学校	平成31年3月20日
宇和島東高等学校	平成31年3月20日
宇和島水産高等学校	平成31年1月24日
吉田高等学校	平成31年3月20日
三間高等学校	平成31年1月21日
北宇和高等学校	平成31年1月21日
津島高等学校	平成31年1月24日
南宇和高等学校	令和元年6月7日
今治東中等教育学校	平成31年1月22日
松山西中等教育学校	平成31年3月20日
宇和島南中等教育学校	平成31年3月20日

松山盲学校	平成31年3月20日
松山聾学校	平成31年3月20日
しげのぶ特別支援学校	平成31年3月20日
みなら特別支援学校	平成31年3月20日
今治特別支援学校	平成31年1月22日
宇和特別支援学校	平成31年3月20日
新居浜特別支援学校	平成31年3月20日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 奨学資金特別会計における奨学資金貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	65,757,000	230,882,966	296,639,966	金額は各年度の決算による
29年度	63,035,000	214,927,100	277,962,100	
差引増減	2,722,000	15,955,866	18,677,866	

(教育総務課)

2 地域改善対策高等学校等就学奨励費貸付金償還金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、一層努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現年度分	滞納繰越分	計	
30年度	25,952,715	581,714,900	607,667,615	金額は各年度の決算による
29年度	32,429,006	568,159,022	600,588,028	
差引増減	6,476,291	13,555,878	7,079,587	

(人権教育課)

3 職員(1名)の住居手当について、住居手当額の算定誤りにより、201,400円(平成29年4月から平成30年10月分)が支給不足となっていた。

(今治西高等学校)

4 職員の不注意により公用車による事故が発生(1件)し、相手方の人的被害があったほか、当該車両及び相手方車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(みなら特別支援学校)

監 査 対 象 機 関	監 査 年 月 日
警 察 本 部	令和元年8月28日
四 国 中 央 警 察 署	平成31年2月8日
新 居 浜 警 察 署	平成31年3月20日
西 条 警 察 署	平成31年2月8日
西 条 西 警 察 署	平成31年3月20日
今 治 警 察 署	平成31年2月8日
伯 方 警 察 署	平成31年3月20日
松 山 東 警 察 署	平成31年2月8日
松 山 西 警 察 署	平成31年3月20日
松 山 南 警 察 署	平成31年2月8日

久 万 高 原 警 察 署	平成31年 2月 7日
伊 予 警 察 署	平成31年 2月 8日
大 洲 警 察 署	平成31年 3月20日
八 幡 浜 警 察 署	平成31年 2月 7日
西 予 警 察 署	平成31年 3月20日
宇 和 島 警 察 署	平成31年 3月20日
愛 南 警 察 署	平成31年 3月20日

(監査の結果)

平成30年度における予算の執行その他について、それぞれ監査を実施したところ、おおむね良好であったが、次の事項が認められた。

1 放置違反金について、納期限内の収入確保と収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	2,341,000	2,830,356	5,171,356	金額は各年度の決算による
29年度	2,396,000	4,316,356	6,712,356	
差引増減	55,000	1,486,000	1,541,000	

(警察本部)

2 延滞金(放置違反金に伴うもの)について、収入未済額の縮減に、引き続き努められたい。

区 分	収入未済額(円)			備 考
	現 年 度 分	滞 納 繰 越 分	計	
30年度	405,200	860,226	1,265,426	金額は各年度の決算による
29年度	377,626	902,200	1,279,826	
差引増減	27,574	41,974	14,400	

(警察本部)

3 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
17年度及び19年度	2者	809,000	平成30年度決算による

(警察本部)

4 職員の不注意により警察車両による事故が発生(8件)し、当該車

両の毀損があった。

(警察本部)

5 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
18年度	1者	789,931	平成30年度決算による

(今治警察署)

6 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(今治警察署)

7 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
29年度	4者	219,784	平成30年度決算による

(松山東警察署)

8 職員の不注意により警察車両による事故が発生(6件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(松山東警察署)

9 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
28年度	1者	710,822	平成30年度決算による

(松山南警察署)

10 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両及び相手方車両の毀損があった。

(松山南警察署)

11 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があり、県に多額の損害を与えた。

(西予警察署)

12 収入未済の損害弁償金について、適切に債権管理されたい。

調定年度	債務者数	収入未済額(円)	備 考
23年度	1者	190,000	平成30年度決算による

(宇和島警察署)

13 職員の不注意により警察車両による事故が発生(5件)し、当該車両の毀損があった。

(宇和島警察署)

教育委員会規則

○愛媛県教育委員会規則第3号

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則及び愛媛県県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部を改正する規則

(愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則の一部改正)

第1条 愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後				改 正 前			
<b>別表（第2条関係）</b>				<b>別表（第2条関係）</b>			
地 区	高等学校名		通学区域	地 区	高等学校名		通学区域
	本校	分校			本校	分校	
省 略			省 略	省 略			省 略
中 予 地 区	省略		省 略	省略		省 略	省 略
	省略 内子	<u>小田</u>		省略 内子			
	省略			省略			
南 予 地 区	省略 内子	<u>小田</u>	省 略	<u>小田</u>	省 略	省 略	省 略
	省略			省略 内子			
	省略 宇和			省略 三瓶			
	省略			省略			

（愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則の一部改正）

**第2条** 愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（昭和39年愛媛県教育委員会規則第7号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後								改 正 前							
<b>別表第1の1（第2条関係）</b>								<b>別表第1の1（第2条関係）</b>							
学校名	全日制の課程			定時制の課程				学校名	全日制の課程			定時制の課程			
	修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科	昼 夜 別	生徒 定員		修業 年限	学科	生徒 定員	修業 年限	学科	昼 夜 別	生徒 定員
川之江高 等学校	3年	普通科	<u>760</u>	省略				川之江高 等学校	3年	普通科	<u>800</u>	省略			
省略								省略							
北条高等 学校	3年	総合学科	<u>520</u>					北条高等 学校	3年	総合学科	<u>600</u>				
省略								省略							
省略								小田高等 学校	<u>3年</u>	<u>普通科</u>	<u>180</u>				
省略								省略							
伊予高等 学校	3年	普通科	<u>920</u>					伊予高等 学校	3年	普通科	<u>960</u>				
省略								省略							
内子高等 学校	省略							内子高等 学校	省略						

小田分校	3年	普通科	180				
省略							
宇和高等学校	省略						
三瓶分校	3年	普通科	180				
省略							
津島高等学校	3年	普通科	180				
省略							

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	940
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	940

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
省略					
宇和特別支援学校	聴覚障害者	幼稚部	3年保育		5
			2年保育		10
			1年保育		5
		省略			
省略	省略				
省略					

備考 省略

省略							
三瓶高等学校	3年	普通科	180				
宇和高等学校	省略						
省略							
津島高等学校	3年	普通科	200				
省略							

備考 省略

別表第3（第3条関係）

学校名	修業年限	生徒定員
今治東中等教育学校	6年	960
省略		
宇和島南中等教育学校	6年	960

備考 省略

別表第4（第4条関係）

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	学科	生徒定員
省略					
宇和特別支援学校	聴覚障害者	幼稚部	2年保育		10
			1年保育		5
			省略		
省略	省略				
省略					

備考 省略

附 則

（施行期日）

- この規則は、令和2年4月1日から施行する。

（経過措置）

- この規則施行の際現に小田高等学校及び三瓶高等学校に在学する生徒は、その時においてそれぞれ内子高等学校小田分校及び宇和高等学校三瓶分校の生徒となるものとする。

（高等学校の入学定員の特例）

- 第2条の規定による改正後の愛媛県立学校の課程、修業年限、学科及び生徒定員等に関する規則（以下「改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則」という。）別表第1の1備考2本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校の学科については、令和2年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	全日制の課程	
	学科	入学定員
川之江高等学校	普通科	240
北条高等学校	総合学科	160
伊予高等学校	普通科	280

(中等教育学校の入学定員の特例)

- 4 改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第3備考1の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校については、令和2年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	入学定員
今治東中等教育学校	140
宇和島南中等教育学校	140

(特別支援学校の入学定員の特例)

- 5 改正後の県立学校の生徒定員等に関する規則別表第4備考本文の規定にかかわらず、次の表に掲げる学校については、令和2年度における第1学年の入学定員は、当該入学定員欄に掲げるとおりとする。

学校名	学校が行う教育の対象者	部	修業年限	入学定員
宇和特別支援学校	聴覚障害者	幼稚部	3年保育	5

**教育委員会告示**

**○愛媛県教育委員会告示第3号**

令和2年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県教育委員会

教育長 三好 伊佐夫

**令和2年度愛媛県県立高等学校入学者選抜実施要項**

令和2年度愛媛県県立高等学校の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。ただし、通信制の課程及び専攻科の入学者の選抜は、愛媛県教育委員会教育長(以下「教育長」という。)が別に定める要領により行う。

**第1 募集**

- 令和2年度愛媛県県立高等学校の第1学年の募集定員は、別に定める。
- 職業教育を主とする学科のうち、農業、工業、商業及び水産に関する各学科においては、それぞれに属する2以上の小学科について、一括して募集すること(以下「くくり募集」という。)ができる。

また、国際文理国際科及び国際文理理数科(以下「国際文理科」という。)についてはくくり募集する。

さらに、理数科及び国際文理科については、普通科とのくくり募集ができる。

**第2 通学区域**

通学区域は、愛媛県県立高等学校の通学区域に関する規則(昭和38年愛媛県教育委員会規則第15号)の定めるところによる。

なお、教育長が別に定める学科にあつては、通学区域によらないことができる募集定員の割合をあらかじめ定めた上で全国の区域から志願者を募集すること(以下「全国募集」という。)ができる。

**第3 一般入学者選抜**

**1 実施学科**

令和2年度入学者の募集を行う全日制の課程及び定時制の課程の全ての学科について実施する。

**2 募集人員**

一般入学の募集人員は、全日制の課程にあつては当該学科の募集定員から当該学科の推薦入学確約者数を差し引いた数と、定時制の課程にあつては当該学科の募集定員とする。

なお、くくり募集をする学科にあつては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

**3 出願**

(1) 出願資格

入学を志願できる者は、次のいずれかに該当する者とする。

- ア 令和2年3月末日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校(以下「中学校等」という。)を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- イ 中学校等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者
- ウ 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

(2) 出願期間

ア 出願期間は、令和2年2月19日(水)午前9時から同月25日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)を除く日の午前9時から午後4時まで(同月25日(火)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

イ 保護者の転勤に伴う県外からの出願については、(5)の志願変更期間中も出願することができる。

(3) 出願制限

ア 入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は課程に出願することはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)又は(イ)に該当する場合を除いては、二つ以上の学科に出願することはできない。

(ア) 同一学校、同一課程の農業、工業、商業又は水産に関する各学科のいずれかに属する二つの小学科を志望する場合で、当該小学科のうち一つの小学科を第2志望とするとき。この場合において、くくり募集をする小学科にあつては、当該募集の単位をもって一つの小学科とみなす。

(イ) 理数科又は国際文理科に出願する場合で、当該県立高等学校の普通科を第2志望とするととき。

(4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に入学選考料(全日制の課程2,200円、定時制の課程950円)に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、受検票を添え、在籍又は出身の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「中学校長」という。)を経て(在籍及び出身の中学校等及び中等教育学校のない場合にあつては、直接)、志願先の高等学校の校長(以下「志願先高等学校長」という。)に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に愛媛県立高等学校入学志願理由書を添えて提出しなければならない。ただし、志願変更期間中における保護者の転勤に伴う県外からの出願については、愛媛県立高等学校入学志願理由書に代えて、保護者の転勤に伴う入学志願許可申請書を提出しなければならない。

(イ) 高等学校長は、入学志願理由書又は入学志願許可申請書の提出があつた場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中(保護者の転勤に伴う志願変更期間中)の出願にあつては、志願変更期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

ウ 中学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和2年1月16日(木)までに学力検査に関する特別措置願を志願先高等学校長に提出するものとする。

高等学校長は、特別措置願の提出があつた場合は、その写しを令和2年1月23日(木)までに教育長に提出し、協議するものとする。

エ 中学校等又は中等教育学校において年間30日以上長期欠席のある入学志願者は、本人の希望により、欠席の理由等を記載した自己申告書(厳封すること。)を入学願書に添え、志願先高等学校長に提出することができる。

オ 海外帰国生徒等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

(ア) 海外帰国生徒等としての扱いを希望する者は、令和2年1月16日(木)までに海外帰国生徒等取扱措置願を志願先高等学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

(イ) 高等学校長は、海外帰国生徒等取扱措置願の提出があつた場合は、その写しを令和2年1月23日(木)までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を助案し、学力検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

(ウ) 海外帰国生徒等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は入学日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間(帰国した日から令和2年2月18日までの期間をいう。)が3年以内であり、かつ、外国における在住期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

(5) 志願変更

出願手続を終えた者で、学校、課程又は学科の志願変更を希望するものは、令和2年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(水)正午までの間に、いずれの学校、いずれの課程、いずれの学科へでも1回に限り志願変更をすることができる。この場合において、定時制の課程から全日制の課程へ志願変更をするときは、入学選考料の不足額(1,250円)に相当する愛媛県収入証紙を添えなければならない。

志願変更の受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同年3月4日(水)にあつては、午前9時から正午まで)とする。

4 報告書

(1) 中学校長は、次の報告書を、令和2年2月26日(水)午前9時から同年3月4日(水)正午までの間に、志願先高等学校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 学習成績等一覧表

(2) 中学校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を提出するものとする。

(3) 志願先高等学校長は、報告書の内容について、必要があれば中学校長に説明を求めることができる。

5 学力検査等

(1) 学力検査

入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。

ア 検査教科

(ア) 全日制の課程

国語、社会、数学、理科及び英語の5教科とする。

(イ) 定時制の課程

国語並びに社会、数学、理科及び英語のうちから入学志願者が選択する2教科の3教科とする。

イ 検査問題

令和2年度の愛媛県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について(令和元年5月24日愛媛県教育委員会公告)1(1)イに定めるところによる。

(2) 実技テスト

今治工業高等学校繊維デザイン科及び松山南高等学校砥部分校デザイン科(以下「工業に関するデザイン科」という。)の入学志願者(当該学科を第2志望とする者を含む。)(3)において同じ。)に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 面接

ア 入学志願者全員に対して、面接を行う。

イ 工業に関するデザイン科の入学志願者の面接は、実技テスト終了後に行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	教 科 等
令和2年 3月11日(水)	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:30	国 語
	10:45~11:10	国 語(作文)

令和2年 3月12日(木)	11:25~12:15	理 科
	12:15~13:10	( 昼 食 )
	13:15~14:05	社 会
	9:00~9:30	点呼・受検上の注意
	9:45~10:35	数 学
	10:50~11:50	英 語
	11:50~12:50	( 昼 食 )
	13:00~	面 接 (工業に関するデザイン科 にあつては、実技テスト (30分)終了後に面接)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校(本校又は分校)とする。

6 入学者の選抜方法

(1) 高等学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

(2) 合格者の決定は、次の方法による。

ア 全日制の課程

(ア) 学力検査の成績は、各教科50点満点とし、合計250点満点とする。ただし、理数科及び総合学科については、傾斜配点を実施することができる。この場合において、理数科にあつては数学と理科の得点を、総合学科にあつては5教科の中で得点が高い2教科の得点を1.5倍して、それぞれ75点満点とし、検査を実施する5教科の合計を300点満点とする。

(イ) 調査書点(調査書の各教科の学習の記録の第1学年から第3学年までにおいて履修した必修教科の評定の合計をいう。以下同じ。)は、135点満点とする。

(ウ) 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価方法等については、高等学校長が定めるものとする。

(エ) 次の第1選抜及び第2選抜の順に選抜し、合格者を決定する。ただし、入学志願者数が募集人員を下回っている場合は、a及びb中「募集人員」とあるのは、「入学志願者数」と読み替えるものとする。

a 第1選抜

調査書点が上位から募集人員の90パーセント程度以内にある者のうち、調査書の記録並びに面接及び実技テストの結果が良好な者を対象にして、学力検査の成績の上位順に募集人員の70パーセント程度の者を選抜する。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科にあつては、当該学科を第1志望とする者を対象とする。

b 第2選抜

第1選抜で選抜されなかった全ての者を対象に、学力検査の成績に基づく得点(以下「A」という。)、調査書点に基づく得点(以下「B」という。)、調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価に基づく得点(以下「C」という。)を用いて、募集人員の30パーセント程度の者を選抜す

る。この場合において、農業、工業、商業若しくは水産に関する各学科、理数科又は国際文理科を置く高等学校における普通科の第2選抜については、当該学科を第2志望とする者も対象に含むものとする。

A、B及びCの合計は500点満点とする。また、A、B及びCの満点の比率は、Aは3から6までの、B及びCは2から4までの範囲の整数とし、A、B及びCの満点の比率の合計が10となるように高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、学力検査の成績、調査書の記録又は面接若しくは実技テストの結果のいずれかにより成業の見込みがないと判断した場合には、合格者とししない。

おつて、具体的な得点の算出方法は次の表のとおり。

【普通科及び専門学科(理数科 【理数科及び総合学科】を除く。)】

満点の比率			得点を算出するときの乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点			満点の比率			得点を算出するときの乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C	A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100	6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100	5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150	5	2	3			250	100	150
4	4	2	50x	50y	200	200	100	4	4	2	50x	50y	200	200	100
4	3	3	250	135	200	150	150	4	3	3	300	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200	4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150	3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200	3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に  $\frac{50x}{250}$  又は  $\frac{50x}{300}$  を乗じてAを、調査書点に

$\frac{50y}{135}$  を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

<普通科の算出例>

普通科でA、B、Cの満点の比率をそれぞれ6、2、2とした場合

$$A = \text{学力検査の成績} \times \frac{300}{250} \text{ (300点満点)}$$

$$B = \text{調査書点} \times \frac{100}{135} \text{ (100点満点)}$$

C = 調査書の各教科の学習の記録以外の記録並びに面接及び実技テストの評価の得点を換算(100点満点)

イ 定時制の課程

(ア) 学力検査の成績は、検査を実施する3教科とも50点満点とし、合計150点満点とする。

(イ) 調査書点は、135点満点とする。

(ウ) 合格者の決定方法は、全日制の課程に準ずる。ただし、高等学校長の判断により、第1選抜を行わず、第2選抜の方法のみによって全ての合格者を決定することができる。

また、第2選抜のA、B及びCの満点の比率及び得点については全日制の課程に準ずるものとし、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

第2選抜における具体的な得点の算出方法は、次の表のとおり。

満点の比率			得点を算出するときに乗じる数		A、B、Cのそれぞれの満点		
A	B	C	A	B	A	B	C
6	2	2			300	100	100
5	3	2			250	150	100
5	2	3			250	100	150
4	4	2	$\frac{50x}{150}$	$\frac{50y}{135}$	200	200	100
4	3	3	150	135	200	150	150
4	2	4			200	100	200
3	4	3			150	200	150
3	3	4			150	150	200

注1 Aの満点の比率をxと、Bの満点の比率をyとする。

2 学力検査の成績に $\frac{50x}{150}$ を乗じてAを、調査書点に $\frac{50y}{135}$ を乗じてBを算出するときは、分子を乗じた後に分母で除すること(小数点以下の端数が生じる場合は、切り上げるものとする。)

- (3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県立高等学校の通学区域に関する規則の規定に従って選抜する。
- (4) 海外帰国生徒等の入学志願者で、第3の3(4)オ(イ)の協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)及び(2)にかかわらず、高等学校長は、当該協議に基づき、当該高等学校の教育を受けるに足る能力、適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。この場合において、当該高等学校の第1学年の学級数を限度とする員数については、募集定員を超えることができるものとする。
- (5) 入学志願者から提出された自己申告書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選抜に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年3月18日(水)午前10時に、当該高等学校において、受験番号を掲示して行う。

8 学力検査の得点等の口頭による開示請求

- (1) 学力検査の得点等については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和2年3月18日(水)から1週間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受験票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時(令和2年3月18日(水)にあっては、午前10時)から午後5時(夜間定時制課程にあっては、午後9時)までの間に、志願先の高等学校で行うこと。  
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。  
調査書点並びに学力検査の教科別得点及びその合計得点

第4 推薦入学選抜

1 実施学科

令和2年度入学者の募集を行う全日制の課程の全ての学科について実施する。

2 募集人員

- (1) 推薦入学の募集人員は、普通科、理数科及び国際文理科にあっては当該学科の募集定員の5パーセントから15パーセントまで程度の範囲内で、職業教育を主とする学科及び総合学科にあっては当該学科の募集定員の20パーセントから30パー

セントまで程度の範囲内で、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

なお、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

- (2) 全国募集を実施する学科にあっては、(1)の募集人員とは別枠として、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者を対象に推薦入学者を募集すること(以下「県外推薦入学者募集」という。)ができる。

3 出願

(1) 出願資格

ア 推薦入学を志願できる者は、令和2年3月末日までに県内の中学校等を卒業する見込みの者又は県内の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者(県外推薦入学者募集にあっては、県外の中学校等を卒業する見込みの者又は県外の中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者)であって、次の要件の全てに該当し、かつ、在籍の中学校等又は中等教育学校の校長(以下「在籍中学校長」という。)が推薦するものとする。

- (ア) 当該高等学校・学科を志望する動機や理由が明白で適切であること。
- (イ) 当該高等学校・学科に適性及び興味・関心を有すること。
- (ウ) 人物が優れていること。
- (エ) 調査書の記録が良好であり、当該高等学校・学科における学習活動に成果が期待できること。
- (オ) 次の要件のいずれかに該当すること。
  - a 特別活動において優れた実績を有すること。
  - b 校内外のスポーツ活動、文化活動、奉仕活動等のうち、いずれかの分野において、熱心な活動が見られること又は優れた成果を上げていること。
  - c 理数科、国際文理科又は職業教育を主とする学科を志願する者については、調査書の各教科の学習の記録のうち、それぞれの学科に関連した教科において秀でていること。

イ 出願資格の詳細については、高等学校長が、当該高等学校の教育目標、学科の特色、地域性等を十分考慮して定めるものとする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和2年1月21日(火)午前9時から同月28日(火)正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで(同月28日(火)にあっては、午前9時から正午まで)とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限

推薦入学志願者は、二つ以上の県立高等学校又は学科に出願することはできない。ただし、くくり募集をする学科にあっては、当該募集の単位をもって学科とみなす。

(4) 出願手続

ア 在籍中学校長は、推薦に当たっては、在籍中学校長を委員長とする推薦委員会を設け、適切な推薦入学志願者を決定するものとする。

イ 在籍する中学校等又は中等教育学校において推薦入学志

願者として認められた者は、推薦入学願書に入学選考料（2,200円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、推薦入学受検票及び自己アピール書とともに、在籍中学校長に提出しなければならない。

ウ 在籍中学校長は、推薦入学願書、推薦入学受検票及び自己アピール書を報告書とともに、出願期間内に志願先高等学校長に提出するものとする。

- エ 県外推薦入学者募集の出願手続は、次のとおりとする。
- (7) 県外推薦入学者募集の志願者は、イにより提出する書類に愛媛県県立高等学校入学志願理由書を添えて提出しなければならない。
  - (4) 高等学校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願者受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

4 報告書

在籍中学校長から志願先高等学校長に提出する報告書は次のとおりとする。

- (1) 調査書
- (2) 推薦書

5 作文、小論文、面接、集団討論等

(1) 作文、小論文、面接及び集団討論

推薦入学志願者全員に対して、作文及び小論文のうちから少なくとも一つ並びに面接及び集団討論のうちから少なくとも一つの合わせて二つ以上を行う。

なお、作文、小論文、面接及び集団討論の選定その他実施内容は、高等学校長が当該高等学校の学科ごとに定め、事前に公表する。

(2) 実技テスト

工業に関するデザイン科の推薦入学志願者に対して、実技テストを行う。

実技テストは、基本的な題材を鉛筆で表現するものとし、内容については、当日指示する。

(3) 学力検査

学力検査は、行わない。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	作文・小論文、面接・集団討論等
令和2年 2月7日(金)	9:00~	点呼・受検上の注意
	点呼・受検上の注意終了後	作文・小論文
	作文・小論文終了後	面接・集団討論 (工業に関するデザイン科にあっては、実技テスト(30分)終了後に面接・集団討論)

(5) 検査場

検査場は、志願先の高等学校（本校又は分校）とする。

6 推薦入学者の選抜方法

高等学校長は、自己アピール書、報告書並びに作文、小論文、面接、集団討論及び実技テストの結果を資料とし、当該高等学校、学科等の特色を踏まえて総合的に判定し、推薦入学者を選抜する。

7 合格内定者の通知

- (1) 高等学校長は、令和2年2月13日（木）午前10時から同月17日（月）正午までの間に、在籍中学校長に選抜の結果を推

薦入学者選抜結果通知書により通知するとともに、合格内定通知書を交付する。

- (2) 在籍中学校長は、合格内定者に合格内定通知書及び入学確約書の用紙を交付するものとする。

- (3) 合格内定通知書の交付を受けた者は、在籍中学校長を通じ、入学確約書を令和2年2月20日（木）正午までに志願先高等学校長に提出しなければならない。

8 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年3月18日（水）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

第5 定時制の課程の第2次募集

1 実施学科

令和2年3月11日（水）及び12日（木）に実施した一般入学者選抜（以下「第1次募集」という。）における合格者数が募集定員に満たない定時制の課程の学科について、第2次募集を行うものとする。

2 募集人員

募集定員から第1次募集における合格者数を差し引いた数を第2次募集の募集人員とし、令和2年3月18日（水）午前10時に、当該高等学校に掲示する。

3 出願

(1) 出願資格

第3の3(1)に定める出願資格を有する者とする。

(2) 出願期間

出願期間は、令和2年3月19日（木）午前9時から同月25日（水）正午までとし、受付時間は、土曜日、日曜日及び休日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月25日（水）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(3) 出願制限及び出願手続

第1次募集の場合に準ずる。

(4) 志願変更

志願変更は、できないものとする。

4 報告書

第1次募集の場合に準ずる。ただし、提出期間は、令和2年3月19日（木）午前9時から同月25日（水）正午までとし、学習成績等一覧表は、提出を要しない。

5 学力検査等

第1次募集の場合に準ずる。ただし、学力検査及び面接の実施期日及び日程は、次による。

期 日	時 間	教 科 等
令和2年 3月30日(月)	9:30~10:00	点呼・受検上の注意
	10:15~10:45	国 語
	11:00~12:00	社会・数学・理科・英語のうち2教科を選択受検
	12:00~13:00	( 昼 食 )
	13:10~	面 接

6 入学者の選抜方法

第1次募集の場合に準ずる。

7 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年3月31日（火）午前10時に、当該高等学校において、受検番号を掲示して行う。

- 8 学力検査の得点等の口頭による開示請求  
第1次募集の場合に準ずる。ただし、口頭による開示請求をすることができる期間は、令和2年3月31日（火）から1月間とする。

#### 第6 その他

- 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、高等学校長は、当該生徒の合格又は入学許可を取り消すものとする。
- この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

#### ○愛媛県教育委員会告示第4号

令和2年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県教育委員会

教育長 三好伊佐夫

#### 令和2年度愛媛県立中等教育学校入学者選考実施要項

令和2年度愛媛県立中等教育学校の入学者の選考は、この要項に基づいて実施する。ただし、第4学年の欠員補充のための編入学については、愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）が別に定める要領により行う。

#### 1 募集人員

令和2年度県立中等教育学校の第1学年の募集人員は、次のとおりとする。

愛媛県立今治東中等教育学校	140名
愛媛県立松山西中等教育学校	160名
愛媛県立宇和島南中等教育学校	140名

#### 2 通学区域

通学区域は、愛媛県立中等教育学校の通学区域に関する規則（平成14年愛媛県教育委員会規則第14号）の定めるところによる。

#### 3 出願資格

入学を志願できる者は、次の各号のいずれかに該当する者とする。

- 令和2年3月末日までに県内の小学校又はこれに準ずる学校（以下「小学校等」という。）を卒業する見込みの者
- 令和2年3月末日までに県外の小学校等を卒業する見込みの者又は県外の義務教育学校の前期課程を修了する見込みの者で、教育長が特別に出願を認めたもの

#### 4 出願期間

出願期間は、令和元年12月13日（金）午前9時から同月19日（木）正午までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（同月19日（木）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

#### 5 出願手続

- 入学志願者は、入学志願書に入学選考料（2,000円）に相当する愛媛県収入証紙を貼付し、入学志願理由書、受検票及び入学予定者選考結果通知用の返信用封筒（長形3号とし、必ず宛先を明記して84円切手を貼ること。）を添え、在籍する小学校等又は義務教育学校の校長（以下「小学校長」という。）を経て、志願先の中等教育学校の校長（以下「志願先

中等教育学校長」という。）に提出しなければならない。

- 入学志願者は、二つ以上の県立中等教育学校に出願することはできない。

- 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

ア 県外からの入学志願者は、(1)により提出する書類に県外からの入学志願事由書を添えて提出しなければならない。

イ 志願先中等教育学校長は、志願の事由が適当と認められた者について、出願期間中に、県外からの入学志願受付承認願2部を教育長に提出し、承認を受けるものとする。

- 小学校長は、受検に当たって特別な措置が必要と判断される者が志願する場合には、令和元年12月6日（金）までに作文、適性検査及び面接に関する特別措置願を志願先中等教育学校長に提出するものとする。

中等教育学校長は、特別措置願の提出があった場合は、その写しを令和元年12月12日（木）までに教育長に提出し、協議するものとする。

- 海外帰国児童等としての扱いを希望する場合の手続は、次のとおりとする。

ア 海外帰国児童等としての扱いを希望する者は、令和元年12月6日（金）までに海外帰国児童等取扱措置願を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。ただし、やむを得ない事情で、期限内に提出ができない場合は、その事情を記した事由書を添えて提出するものとする。

イ 中等教育学校長は、海外帰国児童等取扱措置願の提出があった場合は、その写しを令和元年12月12日（木）までに教育長に提出し、当該者の海外現地校在学その他海外経験等の事情を勘案し、適性検査の実施等に関し講ずべき措置について協議するものとする。

ウ 海外帰国児童等とは、保護者とともに県内に住所を有する者又は令和2年4月1日までに県内に住所を有する予定の者で、帰国後の期間（帰国した日から令和元年12月12日までの期間をいう。）が3年以内であり、かつ、外国における在在期間が、帰国時から遡り継続して1年以上であるものをいう。ただし、保護者が引き続き海外に居住する場合は、身元引受人を保護者とみなす。

#### 6 志願者数の状況等の公表

中等教育学校長は、出願期間中、その学校の募集人員及び志願者数の状況を、学校のホームページに掲載し、及び学校の適当な場所に掲示するものとする。

#### 7 調査書の提出

- 小学校長は、調査書を令和元年12月25日（水）から同月27日（金）まで又は令和2年1月6日（月）の午前9時から午後4時までの間に、志願先中等教育学校長に提出するものとする。

- 小学校長は、やむを得ない事情で調査書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該調査書に代わる参考資料を提出するものとする。

- 志願先中等教育学校長は、調査書の内容について、必要があれば小学校長に説明を求めることができる。

#### 8 受検票の交付

中等教育学校長は、令和元年12月25日（水）から令和2年1月6日（月）までの間に、受検番号等を記入した受検票を小学校長を通じて入学志願者に交付する。

9 作文、適性検査及び面接

入学志願者全員に対して、次により作文、適性検査及び面接を行う。

(1) 作文

作文の字数は、600字程度とする。

(2) 適性検査

入学志願者の多様な個性や能力などの優れた面を評価するとともに、関心・意欲・態度・社会性など学びへの姿勢を問うものとする。

(3) 面接

入学志願者全員に対して、グループ面接を行う。

(4) 期日及び日程

期 日	時 間	検 査 等
令和2年 1月9日(木)	8:50	集 合 (志願先中等教育学校体育館)
	9:00~9:25	点呼、受検上の注意
	9:40~10:30	作 文
	10:50~11:50	適 性 検 査
	11:50~12:40	(昼 食)
	12:40~	面 接

(5) 検査場

検査場は、志願先の中等教育学校とする。

(6) 受検に当たっての留意事項

ア 作文、適性検査及び面接とも、開始5分前までに入室することとし、その開始の時刻までに入室しない者は、原則としてその時間の検査等を受検できないものとする。

イ 当日の持参品は、次のとおりとする。

受検票、鉛筆(シャープペンシルも可)、鉛筆削り、消しゴム、定規、下敷き(無地)、弁当

ウ イの持参品以外のもの(計算・翻訳・通信等の機能をもった物品等)の検査場への持込みは、禁止する。

10 入学予定者の選考

中等教育学校長は、入学志願理由書、調査書並びに作文、適性検査及び面接の結果を資料として、当該中等教育学校の特色を踏まえ、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

(1) 調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の取扱いについては、次の方法により行うものとする。

ア 調査書の記録の評価は、50点満点とし、評価方法等については、中等教育学校長が定める。

イ 作文、適性検査及び面接の評価は、それぞれ50点満点とする。

(2) 入学志願理由書については、記載された内容によって不利が生ずることのないよう、選考に際して入学志願者を理解するための補助資料として扱うものとする。

(3) 通学区域外からの入学志願者については、愛媛県県立中等教育学校の通学区域に関する規則の規定に従って選考する。

(4) 海外帰国児童等の入学志願者で、5(5)イの協議において措置を講ずる必要があると認められたものについては、(1)にかかわらず、中等教育学校長は、当該協議に基づき、入学志願者の意欲や適性等を総合的に判断して、入学予定者を選考する。

11 入学予定者の発表

(1) 入学予定者の発表は、令和2年1月16日(木)午前9時に、当該中等教育学校において、受検番号を掲示して行う。

(2) 中等教育学校長は、令和2年1月16日(木)午前9時から同月20日(月)正午までの間に、入学予定者の選考結果を入学志願者及び小学校長に通知するとともに、入学確約書の用紙を入学予定者に配布する。

12 選考結果の口頭による開示請求

(1) 選考結果については、愛媛県個人情報保護条例(平成13年愛媛県条例第41号)第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。

(2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和2年1月16日(木)から1月間とする。

(3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類(受検票等)を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日を除く日の午前8時30分(1月16日(木)にあっては、午前9時)から午後5時までの間に、志願先の中等教育学校で行うこと。

なお、電話、はがき等による請求はできない。

(4) 開示内容については、次のとおりとする。

調査書の記録並びに作文、適性検査及び面接の得点

13 入学予定者の手続等

(1) 入学予定者の手続

ア 入学確約書の提出

入学予定者の保護者は、当該入学予定者の受検票を持参の上、入学確約書を志願先中等教育学校長に提出しなければならない。入学確約書の提出期間は、令和2年1月16日(木)の入学予定者の発表後から同月23日(木)午後4時まで(受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで)とし、この期間に提出がない場合には、入学の意思がないものとして取り扱うものとする。

イ 入学予定者証明書の交付

中等教育学校長は、入学予定者の保護者から入学確約書の提出があった場合、直ちに入学予定者証明書を交付するものとする。

また、中等教育学校長は、入学予定者の保護者に対し、入学予定者の住所の存する市区町村(一部事務組合を含む。以下同じ。)の教育委員会に、入学予定者を県立中等教育学校へ就学させる旨を、交付された入学予定者証明書を添えて届け出るよう、文書により周知するものとする。

ウ 入学の辞退

保護者の転勤等やむを得ない事情により、入学予定者が入学を辞退しようとする場合、その保護者は、速やかに、入学辞退届に当該入学予定者の受検票(入学予定者証明書を市区町村の教育委員会へ提出していない場合は入学予定者証明書を含む。)を添えて、志願先中等教育学校長に提出しなければならない。

(2) 入学予定者の欠員の補充

ア 中等教育学校長は、入学辞退その他の理由により入学予定者に欠員を生じた場合には、その都度、あらかじめ定められた補充入学予定者を、優先順位の上位から順に、入学の意思を確認の上、入学予定者とする。この場合において、入

学意思の確認は、小学校長を経て行うものとする。

イ 欠員の補充を実施する期間は、令和2年3月31日（火）までとする。

ウ 欠員の補充の手続は、(1)の入学予定者の手続に準じて行う。この場合において、中等教育学校長は、当該手続等について小学校長を経て通知するものとする。

#### 14 その他

- (1) 既に納付した入学選考料は、一切返還しない。
- (2) 出願に関して、虚偽又は不正の事実が判明した場合は、中等教育学校長は、当該児童に係る入学予定者の決定又は入学許可を取り消すものとする。
- (3) この要項に定めるもののほか、入学者選考に関し必要な事項は、教育長が定める。

### ○愛媛県教育委員会告示第5号

令和2年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県教育委員会

教育長 三 好 伊佐夫

#### 令和2年度愛媛県立特別支援学校高等部入学者選抜実施要項

令和2年度愛媛県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の入学者の選抜は、この要項に基づいて実施する。

#### 第1 募集人員

令和2年度県立特別支援学校の高等部の本科及び専攻科の第1学年の募集人員は、別表のとおりとする。

#### 第2 本科入学者選抜

##### 1 出願

##### (1) 出願資格

入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令（昭和28年政令第340号）第22条の3の表に定める程度の者で、次のいずれかに該当するものとする。

ア 令和2年3月末日までに特別支援学校の中学部、中学校若しくは義務教育学校（以下「中学部等」という。）を卒業する見込みの者又は中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者

イ 中学部等を卒業した者又は中等教育学校の前期課程を修了した者

ウ 中学部等を卒業した者と同等以上の学力があると認められる者

##### (2) 出願期間

入学願書の提出期間は、令和2年1月27日（月）から2月7日（金）までとし、受付時間は、土曜日及び日曜日を除く日の午前9時から午後4時まで（2月7日（金）にあっては、午前9時から正午まで）とする。

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

##### (3) 出願制限

ア 入学志願者は、2以上の県立特別支援学校又は障がい部門への出願をすることはできない。

イ 入学志願者は、次の(ア)から(エ)のいずれかに該当する場合を除いては、2以上の学科への出願をすることはできない。

(ア) 2以上の学科を設置する県立特別支援学校（みなら特

別支援学校及び松山城北分校を除く。）の学科を志望する場合で、当該校の他の学科を第2志望とするとき。

(イ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の産業科を第1志望及び第2志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第3志望及び第4志望とするとき。

(ウ) みなら特別支援学校又は松山城北分校の産業科を第1志望とする場合で、みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第2志望及び第3志望とするとき。

(エ) みなら特別支援学校及び松山城北分校の普通科を第1志望及び第2志望とするとき。

#### (4) 出願手続

ア 入学志願者は、入学願書に受検票を添えて、在籍又は出身の中学部等又は中等教育学校の校長（以下「在籍中学部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の中学部等及び中等教育学校のない場合にあっては、直接）、志願先の特別支援学校の校長（以下「志願先校長」という。）に提出しなければならない。

イ 県外からの出願手続は、次のとおりとする。

(ア) 県外からの入学志願者は、アにより提出する書類に入学志願理由書を添えて提出しなければならない。

(イ) 志願先校長は、入学志願理由書の提出があった場合は、志願の理由が適当と認められた者について、速やかに県外からの入学志願者受付承認願2部を愛媛県教育委員会教育長（以下「教育長」という。）に提出し、承認を受けるものとする。

#### 2 報告書

(1) 在籍中学部等校長は、次の報告書を、令和2年2月12日（水）午前9時から同月20日（木）午後4時までの間に、志願先校長に提出するものとする。

ア 調査書

イ 健康診断票

ウ 眼科診断票（松山盲学校の入学志願者に限る。）

なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。

(2) 在籍中学部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。

(3) 志願先校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍中学部等校長に説明を求めることができる。

#### 3 学力検査

普通科以外の学科の入学志願者に対して、次により学力検査を行う。

##### (1) 検査教科

当該特別支援学校の校長（以下「特別支援学校長」という。）が、学校の実態に応じて決定する。

##### (2) 検査問題

令和2年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和元年5月24日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(ア)に定めるところによる。

##### (3) 期日及び日程

検査期日は、令和2年3月6日（金）とし、その日程については、特別支援学校長が定める。

- (4) 検査場  
検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。
- 4 面接及び適性検査
- (1) 面接  
入学志願者全員に対して、面接を行う。
- (2) 適性検査  
ア 特別支援学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。  
イ 内容は、特別支援学校長が学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程  
学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、特別支援学校長が定める。
- (4) 検査場  
検査場は、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）とする。
- 5 入学者の選抜方法  
特別支援学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、当該学校、学科等の特色を踏まえて、その教育を受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。
- 6 合格者の発表  
合格者の発表は、令和2年3月19日（木）午前10時に、当該特別支援学校（松山城北分校にあっては、みなら特別支援学校）において、受験番号を掲示して行う。
- 7 学力検査結果の口頭による開示請求
- (1) 学力検査の結果については、愛媛県個人情報保護条例（平成13年愛媛県条例第41号）第29条第1項の規定に基づき、口頭により開示請求をすることができる。
- (2) 口頭による開示請求をすることができる期間は、令和2年3月19日（木）から1月間とする。
- (3) 口頭による開示請求は、入学志願者本人が本人であることを確認できる書類（受験票等）を持参の上、土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く日の午前9時（3月19日（木）にあっては、午前10時）から午後5時までに、志願先の特別支援学校（志願先が松山城北分校の場合にあっては、みなら特別支援学校）で行うこと。  
なお、電話、はがき等による請求はできない。
- (4) 開示内容については、次のとおりとする。  
学力検査の教科別得点とその合計得点
- 第3 専攻科入学者選抜
- 1 出願
- (1) 出願資格  
入学を志願できる者は、その障がいが学校教育法施行令第22条の3の表に定める程度のもので、次のいずれかに該当するものとする。  
ア 令和2年3月末日までに特別支援学校の高等部、高等学校又は中等教育学校（以下「高等部等」という。）を卒業する見込みの者  
イ 高等部等を卒業した者又はこれと同等以上の学力があると認められる者
- (2) 出願期間

- 本科入学者選抜の場合に準ずる。
- (3) 高等部本科との併願  
入学志願者は、松山盲学校の高等部本科のいずれかの学科を第2志望とすることができる。
- (4) 出願手続  
ア 入学志願者は、入学願書に受験票を添えて、在籍又は出身の高等部等の校長（以下「在籍高等部等校長」という。）を経て（在籍及び出身の高等部等のない場合にあっては、直接）、松山盲学校長に提出しなければならない。  
イ 県外からの出願手続は、本科入学者選抜の場合に準ずる。
- 2 報告書
- (1) 在籍高等部等校長は、次の報告書に、入学志願者の卒業証明書又は卒業見込み証明書を添えて、令和2年2月12日（水）午前9時から同月20日（木）午後4時までに、松山盲学校長に提出するものとする。  
ア 調査書  
イ 健康診断票  
ウ 眼科診断票  
なお、郵送等の場合も、同期間内に必着のこと。
- (2) 在籍高等部等校長は、やむを得ない事情で所定の報告書を提出できないときは、その事情を記した事由書及び当該報告書に代わる参考資料を添えて提出するものとする。
- (3) 松山盲学校長は、報告書の内容について、必要があれば在籍高等部等校長に説明を求めることができる。
- 3 学力検査  
入学志願者全員に対して、次により学力検査を行う。
- (1) 検査教科  
松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (2) 検査問題  
令和2年度の県立高等学校等の入学者等の選抜に係る学力検査の検査教科及び出題範囲並びに学力検査等の期日及び合格者の発表の日について（令和元年5月24日愛媛県教育委員会公告）2(1)イ(イ)に定めるところによる。
- (3) 期日及び日程  
検査期日は、令和2年3月6日（金）とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
- (4) 検査場  
検査場は、松山盲学校とする。
- 4 面接及び適性検査
- (1) 面接  
入学志願者全員に対して、面接を行う。
- (2) 適性検査  
ア 松山盲学校長が、学科の特色から判断して必要と認める学科の入学志願者に対して行う。  
イ 内容は、松山盲学校長が、学科の特色に応じて決定する。
- (3) 期日及び日程  
学力検査の検査期日と同じ日とし、その日程については、松山盲学校長が定める。
- (4) 検査場  
検査場は、松山盲学校とする。
- 5 入学者の選抜方法  
松山盲学校長は、報告書、学力検査の成績並びに面接及び適性検査の結果を資料とし、学科の特色を踏まえて、その教育を

受けるに足る能力・適性等を総合的に判定して入学者を選抜する。

6 合格者の発表

合格者の発表は、令和2年3月19日（木）午前10時に、松山盲学校において、受験番号を掲示して行う。

7 学力検査結果の口頭による開示請求

本科入学者選抜の場合に準ずる。

第4 その他

この要項に定めるもののほか、入学者選抜に関し必要な事項は、教育長が定める。

別表 令和2年度愛媛県立特別支援学校高等部入学定員

学 校 名	学 科 名		入学定員
松 山 盲 学 校	本 科	普 通 科	8
		保 健 理 療 科	8
	専 攻 科	理 療 科	8
松 山 聾 学 校	本 科	普 通 科	8
		理 容 科	8
しげのぶ特別支援学校	本 科	普 通 科	24

みなら特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
みなら特別支援学校 松山城北分校	本 科	普 通 科	16
		産 業 科	8
今治特別支援学校	本 科	普 通 科	50
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (聴覚障がい部門)	本 科	普 通 科	8
宇和特別支援学校 (知的障がい部門)	本 科	普 通 科	30
		産 業 科	16
宇和特別支援学校 (肢体不自由部門)	本 科	普 通 科	8
新居浜特別支援学校	本 科	普 通 科	32
		産 業 科	8
新居浜特別支援学校川西分校	本 科	普 通 科	8
計			330

人事委員会規則

○愛媛県人事委員会規則7 - 1222

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県人事委員会委員長 安 藤 潔

職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則等の一部を改正する規則

(職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則の一部改正)

第1条 職員の初任給、昇格、昇給等に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 43)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表			別表第10(第3条関係) 級 別 職 務 区 分 表 1 行政職給料表級別職務区分表		
職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職	職務の 級区分	部 局	職務の級区分欄の級に含まれる職
省略			省略		
9 級	知事の事務部局	_____	9 級	知事の事務部局	政策推進統括部長
	省略	省略		省略	省略
2 ~ 8 省略			2 ~ 8 省略		

(管理職手当に関する規則の一部改正)

第2条 管理職手当に関する規則(愛媛県人事委員会規則7 - 68)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後			改 正 前		
別表第1(第2条関係)			別表第1(第2条関係)		
部 局	公 職	区分	部 局	公 職	区分
知事の事務部局	_____	1 種	知事の事務部局	政策推進統括部長	1 種

	省略	
	省略	
省略		

備考 省略

	省略	
	省略	
省略		

備考 省略

(管理職員等の範囲を定める規則の一部改正)

第3条 管理職員等の範囲を定める規則(愛媛県人事委員会規則13-16)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<b>別表(第2条、第3条関係)</b>		<b>別表(第2条、第3条関係)</b>	
機 関	職	機 関	職
省略		省略	
知事局	本庁 部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、プロモーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁舎管理及び庁内働き方改革の推進を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)	知事局	本庁 政策推進統括部長 部長 営業本部長 防災安全統括部長 局長 営業副本部長 医療政策監 技術監 営業本部マネージャー サイクリング普及調整監 危機管理監 環境技術専門監 原子力安全対策推進監 医監 高速道路推進監 技幹 課長 室長 課長補佐 所長 主幹 営業主幹 専門員(秘書課及び財政課に属するもの並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係が所掌する事務の全部又は一部を専門事項とするものに限る。) 秘書 検査班長 船長 主計係長 調整管理係長 人事係長 組織定員係長 人材育成係長 給与係長 福利健康係長 共済・年金係長 広報係長 報道係長 広聴・相談係長 法令係長 表彰係長 担当係長(秘書課及び総合政策課に属するもの(総合政策課にあつては、プロモーション戦略室及び調整管理係に属するものを除く。)、予算、庁舎管理及び庁内働き方改革の推進を担当するもの並びに人事係、給与係及び福利健康係が所掌する事務の一部を管理するものに限る。) 主任(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。) 主事(秘書課及び財政課並びに人事係、組織定員係、人材育成係、給与係及び法令係に属するものに限る。)
省略		省略	
省略		省略	

備考 省略

備考 省略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

公安委員会規則

○愛媛県公安委員会規則第2号

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則を次のように定める。

令和元年10月18日

愛媛県公安委員会委員長 渡 部 智磨子

不正競争防止法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

次に掲げる規則の規定中「日本工業規格」を「日本産業規格」に改める。

- (1) 愛媛県道路交通規則（昭和47年愛媛県公安委員会規則第2号）別記様式第1号から別記様式第4号まで、別記様式第5号から別記様式第15号まで、別記様式第18号、別記様式第19号、別記様式第20号の2から別記様式第21号の4まで、別記様式第21号の6から別記様式第22号の2まで、別記様式第22号の5、別記様式第22号の6、別記様式第27号、別記様式第28号の2、別記様式第30号及び別記様式第31号
- (2) 原動機付自転車の運転に関する講習の実施に関する規則（平成4年愛媛県公安委員会規則第13号）様式第1号及び様式第2号
- (3) 取得時講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第5号）様式第1号から様式第4号まで
- (4) 愛媛県自動車等の運転に関する特定任意講習の実施に関する規則（平成6年愛媛県公安委員会規則第10号）様式第1号から様式第4号まで
- (5) 愛媛県自動車運転代行業の業務の適正化に関する法律施行細則（平成14年愛媛県公安委員会規則第9号）様式第1号
- (6) 更新時講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第11号）別記様式
- (7) 特定任意高齢者講習及びチャレンジ講習の実施に関する規則（平成14年愛媛県公安委員会規則第12号）様式第1号から様式第4号まで
- (8) 警備業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第6号）様式第4号から様式第7号まで
- (9) 取消処分者講習の実施に関する規則（平成15年愛媛県公安委員会規則第9号）様式第3号及び様式第5号
- (10) 古物営業法施行細則（平成15年愛媛県公安委員会規則第13号）別記様式第20号及び別記様式第21号
- (11) 愛媛県確認事務の委託の手続等に関する規則（平成17年愛媛県公安委員会規則第6号）様式第1号から様式第5号まで、様式第9号から様式第11号まで、様式第13号、様式第14号、様式第16号及び様式第17号

附 則

- 1 この規則は、公布の日から施行する。
- 2 この規則の施行の際現にある改正前の様式による用紙については、当分の間、使用することができる。

選挙管理委員会告示

○愛媛県選挙管理委員会告示第39号

令和元年7月21日執行の参議院選挙区選出議員選挙における公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書の要旨は、次のとおりである。  
令和元年10月18日

愛媛県選挙管理委員会委員長 大塚 岩 男

公職の候補者の選挙運動に関する収支報告書要旨

- 1 選挙の種類 令和元年7月21日執行 参議院選挙区選出議員選挙（愛媛県選挙区）
- 2 公職選挙法の規定による選挙運動に関する支出の金額の制限額（法定選挙運動費用額） 38,920,100円
- 3 報告書の要旨

候補者氏名	富 永 幸 伸	所属党派	自由民主党	期 間 令和元年5月13日から 第1回分 令和元年8月27日まで 第2回分
出納責任者氏名	山 内 誠 司			
収入				支出
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		人件費 1,970,000円
自由民主党愛媛県参議院選挙区第二支部		10,000,000円		家屋費 3,509,099
				選挙事務所費 3,432,439
				集会会場費 76,660
				通信費 304,049
				交通費 216,444
				印刷費 1,590,350
				広告費 776,926
				文具費 20,284
				食糧費 141,275
その他の寄附	0件	0		宿泊費 294,760
その他の収入		0		雑 費 1,161,935
今 回 計		10,000,000		今 回 計 9,985,122
総 計		10,000,000		総 計 9,985,122

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	235,450円
	ビラの作成	814,900円
	ポスターの作成	540,000円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	154,008円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	143,424円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	122,360円
	計	2,010,142円

報告書受理年月日	令和元年 8 月 5 日	第 1 回 報 告 分
	令和元年 8 月 30 日	第 2 回 報 告 分

候補者氏名	永 江 孝 子	所属党派	無 所 属	期 間 令和元年5月10日から 令和元年7月20日まで 第1回分
出納責任者氏名	永 江 弘 喜			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)	人件費	635,000円
国民民主党		37,000,000円	家屋費	2,252,165
			選挙事務所費	1,975,242
			集会会場費	276,923
			通信費	2,847,803
			交通費	345,733
			印刷費	8,622,342
			広告費	5,010,019
			文具費	363,051
			食糧費	266,808
その他の寄附	0件	0	休泊費	305,000
その他の収入		0	雑 費	1,223,693
今 回 計		37,000,000	今 回 計	21,871,614
総 計		37,000,000	総 計	21,871,614

支出のうち公費負担相当額	項 目	金 額
	選挙運動用通常葉書の作成	317,900円
	ビラの作成	852,600円
	ポスターの作成	1,290,300円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	329,184円

選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	207,360円
個人演説会の立札及び看板の類の作成	198,180円
計	3,195,524円

報告書受理年月日	令和元年7月30日	第1回報告分
----------	-----------	--------

候補者氏名	棕 本 薫	所属党派	NHKから国民を守る党	期 間 令和元年7月10日から 令和元年7月10日まで 第1回分
出納責任者氏名	棕 本 薫			

収 入			支 出	
主たる寄附 (氏名・団体名)	(職業)	(寄附額)		
			人件費	0円
			家屋費	0
			選挙事務所費	0
			集会会場費	0
			通信費	0
			交通費	0
			印刷費	12,214
			広告費	0
			文具費	0
			食糧費	0
その他の寄附	2件	12,214円	休泊費	0
その他の収入		0	雑 費	0
今 回 計		12,214	今 回 計	12,214
総 計		12,214	総 計	12,214

	項 目	金 額
支出のうち公費負担相当額	選挙運動用通常葉書の作成	0円
	ピラの作成	0円
	ポスターの作成	0円
	選挙事務所の立札及び看板の類の作成	0円
	選挙運動用自動車等の立札及び看板の類の作成	0円
	個人演説会の立札及び看板の類の作成	0円
	計	0円

報告書受理年月日	令和元年8月2日	第1回報告分
----------	----------	--------

## 公営企業公告

### ○公 告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年10月18日

愛媛県公営企業管理者 兵 頭 昭 洋

#### 1 入札に付する事項

##### (1) 件名

公営企業管理局LAN端末等の借入れ

##### (2) 借入物品名及び数量

公営企業管理局LAN端末等 一式

(使用にあたり必要な運搬、搬入、設置、調整、説明等一式を含む。)

##### (3) 借入物品の内容等

入札説明書及び仕様書による。

##### (4) 借入期間

令和2年3月1日から令和7年2月28日まで

##### (5) 借入場所

- ・愛媛県公営企業管理局総務課
- ・愛媛県公営企業管理局発電工水課
- ・愛媛県公営企業管理局県立病院課
- ・松山発電工水管理事務所
- ・松山発電工水管理事務所用水管理課
- ・松山発電工水管理事務所面河ダム出張所
- ・松山発電工水管理事務所銅山川支所
- ・今治地区工業用水道管理事務所
- ・西条地区工業用水道管理事務所
- ・県立中央病院
- ・県立今治病院
- ・県立南宇和病院
- ・県立新居浜病院

##### (6) 設置完了日

令和2年2月28日(金)

##### (7) 入札方法

ア この公告の入札は、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)に定義するシステム(以下「電子入札システム」という。)による。ただし、愛媛県電子入札運用基準(製造の請負等編)7(1)又は(2)の規定により紙入札による参加承諾を受けた者にあつては、紙入札を行うことができる。

イ 入札金額は、1月当たりの借入代金とすること。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10パーセントに相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

#### 2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で、次の事項に該当する者

##### (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規

定に該当しない者であること。

- (2) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。
- (3) 公告で示す物品を設置完了期限までに確実に納入できることを証明した者であること。

#### 3 入札書の提出方法等

##### (1) 提出書類及び入札書の提出方法

電子入札システムによる。

##### (2) 契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570 愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話番号 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

##### (3) 入札書の交付方法

###### ア 交付場所

(2)に掲げる場所で交付する。

###### イ 交付時期

公告の日から令和元年11月15日(金)午後5時00分まで

##### (4) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

令和元年11月15日(金)午後5時00分まで。

##### (5) 入札書の受領期限

電子入札システムによる場合は、令和元年11月26日(火)から令和元年11月28日(木)までの電子入札システム稼働時間中(午前9時00分から午後8時00分まで(ただし、11月28日は午前9時59分まで))。

紙入札による場合は、令和元年11月28日(木)午前9時59分まで。

##### (6) 開札の日時及び場所

令和元年11月28日(木)午前10時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室(愛媛県庁第二別館2階)

##### (7) 問い合わせ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570  
愛媛県松山市一番町四丁目4番地2  
電話 (089)912 1000 内線4623  
又は(089)912 2794

#### 4 その他

##### (1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨

##### (2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程(昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号)第176条において例によることとされる愛媛県会計規則(昭和45年愛媛県規則第18号)第135条から第137条までの規定による。

##### (3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した物品を納入できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和元年11月15日(金)午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

##### (4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否  
要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した物品を納入できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) 入札書の提出方法

電子入札による場合は、電子入札システムにより入札金額及び電子くじ入力番号を入力の上、提出すること。

紙入札による場合は、入札書を直接又は郵便（書留郵便に限る。）により3(6)に掲げる場所に提出すること。

(9) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Nature and quantity of the product to be leased: Public Enterprise Management Bureau Local Area Network terminal, 1 set

(2) Time limit of tender: 9:59 a.m., 28 November 2019

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Management Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790 8570 Japan  
TEL 089 912 2794



○公告

次のとおり一般競争入札に付する。

令和元年10月18日

愛媛県公営企業管理者 兵頭 昭洋

1 入札に付する事項

(1) 件名

肱川発電所主要変圧器等処理業務委託

(2) 業務概要

肱川発電所主要変圧器等低濃度ポリ塩化ビフェニル廃棄物の収集運搬及び処分

(3) 業務の内容等

入札説明書及び仕様書による。

(4) 履行期限

令和2年3月23日（月）まで

(5) 保管場所

愛媛県大洲市肱川町宇和川1597（愛媛県肱川発電所）

(6) 入札方法

入札金額は、業務に係る費用の総額とすること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

知事の審査を受け、平成31年度の製造の請負等に係る一般競争入札に参加する資格を有すると認められた業者で次の事項に該当するもの

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) この公告で示す業務を履行期限までに確実に履行できることを証明した者であること。

(3) 開札の日において、知事が行う入札参加資格停止の期間中にない者であること。

(4) 法令等の定めによる許認可等に基づく事業を行っていることを証明した者であること。

3 入札書の提出方法等

(1) 入札書等の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問合せ先

愛媛県公営企業管理局総務課財産管理係  
〒790 8570

愛媛県松山市一番町四丁目4番地2

電話 (089)912 2794

(2) 入札説明書の交付方法

公告の日から令和元年11月15日（金）までの執務時間中（午前8時30分から午後5時15分まで。ただし、最終日は午後5時00分まで）に、(1)に掲げる場所で交付する。

(3) 入札書のほかに提出する書類の受領期限

令和元年11月15日（金）午後5時00分まで。

(4) 開札の日時及び場所

令和元年11月27日（水）午前11時00分

愛媛県公営企業管理局大会議室

（愛媛県庁第二別館2階）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示す業務を履行できることを証明する書類を、入札説明書等に基づき令和元年11月15日（金）午後5時00分までに提出しなければならない。

なお、愛媛県公営企業管理者から当該書類の内容に関して、説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に

求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 契約保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第152条から第154条までの規定による。

(7) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると愛媛県公営企業管理者が判断した入札者であって、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを落札者とする。

(8) その他

詳細は、入札説明書による。

5 Summary

(1) Contents to be outsourced: PCB waste treatment

(2) Bid opening minutes: 11:00 a.m., 27 November 2019

(3) For further information, please contact: Property Management Section, General Affairs Division, Public Enterprise Administration Bureau, Ehime Prefectural Government, 4-4-2 Ichibancho, Matsuyama, Ehime 790-8570 Japan  
TEL 089-912-2794